

【パブリック・コメント閲覧用資料】

寄居町公共下水道事業経営戦略（案）

（令和5年度～令和14年度）



平成29年 3月 策定

令和 5年 3月 改定予定

寄 居 町

目 次

寄居町公共下水道事業経営戦略

第1章	はじめに 経営戦略策定及び改定の趣旨	1
	計画の位置付け	1
	計画期間	1
第2章	寄居町公共下水道事業の現況と将来見通し	2
(1)	事業概要	2
①	沿革	2
②	事業概要	2
(2)	現況	4
①	施設の現況	4
②	使用料	5
③	組織	6
④	民間活用	6
⑤	資産活用	6
(3)	現況分析及び策定時との比較	7
①	経営指標等	7
②	レーダーグラフによるまとめ	10
③	当初策定時との比較・分析	11
(4)	現況分析から見た課題の整理	13
(5)	人口及び使用料収入等の将来予測	14
①	行政人口の予測	14
②	処理区域内人口、水洗化人口及び水洗化率の予測	15
③	有収水量及び使用料収入の予測	16
(6)	施設の将来予測	17
①	管路施設の予測	17
②	ポンプ場施設の予測	18
③	ストックマネジメント計画による施設の管理	18
(7)	組織の将来予測	19
(8)	将来予測から見た課題の整理	19
第3章	経営の基本方針	20
(1)	経営理念・基本方針	20
(2)	基本施策	20
第4章	投資財政計画	21
(1)	投資財政計画における目標設定	21
(2)	収支計画の策定にあたって反映した取組	22
(3)	財源の試算	24
(4)	投資以外の経費の試算	25
(5)	投資財政計画における各項目の推移	26
(6)	投資財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組について	28

第5章	計画の事後検証・改定に関する事項	-----	30
	(1) 計画の事後検証・改定に関する事項	-----	30
第6章	経費回収率の向上・料金改定に向けたロードマップ	-----	31
	(1) 経費回収率の向上・料金改定に向けたロードマップ	-----	31
資料	経営指標等の比較	-----	35
別紙			
	【別紙1】投資財政計画(法適用企業・収益的収支)		
	【別紙2】投資財政計画(法適用企業・資本的収支)		
	【別紙3】原価計算表		

寄居町公共下水道事業経営戦略

第1章 はじめに

経営戦略策定及び改定の趣旨

本町は、居住環境を衛生的で快適なものにし、健康で住みよいまちづくりを進めることを目的に、昭和61年度より公共下水道事業に着手し、平成4年度には市街地地区の供用を開始して、順次接続エリアを拡大しながら現在に至っています。

対象エリアの整備の進展により、令和3年度末の事業計画に対する整備率は92.9%となり、令和7年度には管渠敷設が完了する見込であり、その後暫くは施設等の維持管理が中心となります。

将来にわたっては、人口減少や施設の老朽化により、公共下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増すことが想定され、将来を見越した中長期的な視点で、計画的な事業運営を継続していくことが求められています。

こうしたことを踏まえ、平成29年に策定した「寄居町下水道事業経営戦略」は、策定から5年が経過し、令和2年度に会計制度の変更等を行っていることから、将来における投資と財源の試算、経営指標を活用した数値目標の設定を加えた改定を行うこととしました。

今後は、改定後の戦略に基づき、計画的かつ合理的な経営を行うことで、引き続き経営基盤の強化を図ることとします。

計画の位置付け

本計画は、「荒川上流流域関連寄居公共下水道事業全体計画」及び令和2年度に公共下水道施設等の更新に関する指針をまとめた「寄居町公共下水道ストックマネジメント計画」（以下「ストックマネジメント計画」という。）との整合性を図りつつ、特に投資財政計画において、中長期的な基本計画として位置付けています。

計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度の10年間とします。

計画期間内での実行性を保つために、総務省において公表されている経営比較分析表を活用し、事業の進捗を確認します。また、適宜計画の見直しの機会を設け、計画の進捗度や情勢の変化等により必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 寄居町公共下水道事業の現況と将来見通し

(1) 事業概要

① 沿革

本町の公共下水道事業は、昭和61年度に事業認可を受け、平成4年度に市街地地区の一部において供用を開始し、順次エリアを拡大しながら現在に至っています。

沿革については下記の表のとおりです。

なお、公共下水道のエリアを大きく2つに分け、町内を流れる荒川の北側エリアを「第1処理分区」、南側エリアを「第2処理分区」と呼称しています。

また、国の要請を受け、令和2年度より地方公営企業法の財務規程等の適用を行いました。

寄居町公共下水道事業の沿革

年(年度)	沿革(令和3年度末現在)
昭和49年度	寄居町の下水道計画の上位計画として「荒川流域別下水道整備総合計画」策定。その中で寄居町、川本町(現深谷市)及び花園町(現深谷市)の3町による流域下水道を推進
昭和50年度	現在の事業区域への着手から検討を開始 ※ 当初は用途地域に指定され都市計画税を負担していた市街地での利用を想定
昭和61年度	事業認可及び事業着手
平成4年度	供用開始(市街地地区=第1処理分区)
平成9年度	公共下水道エリア拡大(市街地地区=第1処理分区)
平成12年度	公共下水道エリア拡大(桜沢・末野地区=第1処理分区)
平成16年度	公共下水道エリア拡大(藤田地区=第1処理分区)
平成19年度	公共下水道エリア拡大(東武東上線男衾駅東口・三ヶ山地区=第2処理分区)
平成28年度	公共下水道エリア拡大(三ヶ山地区=第2処理分区)
平成31年度	公共下水道エリア拡大(東武東上線男衾駅西口=第2処理分区)
令和2年度	地方公営企業法の適用(財務規程等適用)

出典：上下水道課資料

② 事業概要

本町の公共下水道事業の概要は下記の表のとおりです。

また、3頁に公共下水道事業のエリア図を示します。

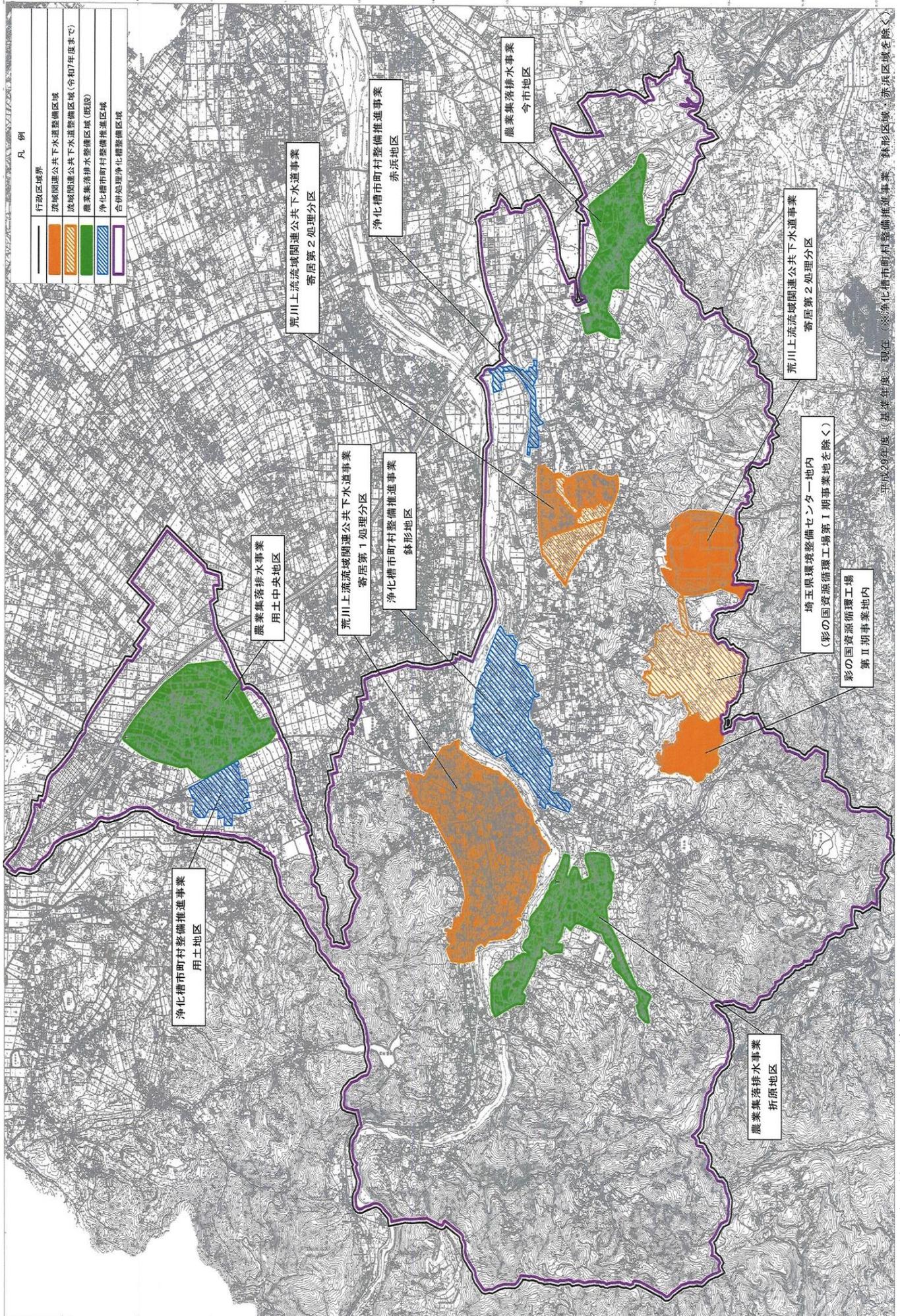
寄居町公共下水道事業の概要(令和3年度末)

事業概要	数値	備考
全体計画面積※	ha 850.20	うち第1処理分区：442.90 第2処理分区：407.30
認可計画面積※	ha 540.40	うち第1処理分区：226.20 第2処理分区：314.20
整備面積	ha 502.01	うち第1処理分区：221.00 第2処理分区：281.01
整備率(全体)	% 59.0	うち第1処理分区：49.9 第2処理分区：69.0
整備率(認可)	% 92.9	うち第1処理分区：97.7 第2処理分区：89.4
処理人口(整備人口)	人 8,485	うち第1処理分区：7,097 第2処理分区：1,388
普及率	% 26.1	
整備戸数	戸 4,060	うち第1処理分区：3,464 第2処理分区：596
水洗化人口	人 7,559	うち第1処理分区：6,753 第2処理分区：806
水洗化率	% 89.1	
水洗化戸数	戸 3,318	うち第1処理分区：2,971 第2処理分区：347
処理区域内人口密度	人/ha 81.7	

出典：上下水道課資料

※ 全体計画：荒川上流流域関連寄居公共下水道事業計画

※ 認可計画：寄居都市計画下水道事業計画



※ オレンジの箇所が公共下水道事業のエリアです。

(2) 現況

① 施設の現況

下水道施設は主に、管路施設、ポンプ場施設、処理施設で構成されており、管路施設は発生した汚水を処理施設まで収集運搬し、ポンプ場施設は高低差等で自然流下できない箇所の汚水をポンプ圧送により運搬し、処理施設は収集運搬された汚水を処理し、処理水を河川に放流します。

本町の施設は、下記の表のとおりです。なお、本町で発生した汚水は、埼玉県荒川上流流域下水道の管路を通じ、最終的に深谷市にある埼玉県荒川上流水循環センターで処理されるため、本町が管理する処理施設はありません。

寄居町公共下水道事業の主な施設

管路施設(令和3年度末)

地区名	施工年度	区間延長	経過年数	主な施設仕様等
第1処理分区	S62年度～R1年度	54,847	2～35年	幹線：Φ200～800、FRP・HP・VU 管路：Φ200～250、FRP・HP・VU・PRP
第2処理分区	H19年度～R3年度	19,850	0～16年	幹線：Φ200～800、FRP・HP・VU 管路：Φ200～300、HP・PRP
合計		74,697		

管路施設(マンホールポンプ 令和3年度末)※下記のマンホールポンプはポンプ施設ではなく管路施設の一部となります。

施設名	施工年度	出力×ポンプ数	型式	口径	吐出力(排出量)	揚程	経過年数
玉淀マンホールポンプ	H10	2.2kw×2	KS-VG 802AK	80mm	0.78m ³ /min	4.8m	24年
樋の下マンホールポンプ	H11	2.2kw×2	KS-VG 802AK	80mm	0.45m ³ /min	6.8m	23年
岩崎マンホールポンプ	H11	0.75kw×2	SER 51 T3B1	50mm	0.18m ³ /min	6.2m	23年
本村マンホールポンプ	H13	2.2kw×2	TOP80UG422-52	80mm	0.45m ³ /min	4.9m	21年
子持瀬マンホールポンプ	H16	3.7kw×2	D3K-L-3.75	80mm	0.272m ³ /min	20.8m	18年
藤田マンホールポンプ	H16	3.7kw×2	CVC80	80mm	0.66m ³ /min	9.4m	18年
本村第2マンホールポンプ	H19	0.75kw×2	KS-VL 52AK	50mm	0.12m ³ /min	5.0m	15年
富田マンホールポンプ	H23	3.7kw×2	KS-VH75AK	65mm	0.54m ³ /min	10.2m	11年
三ヶ山東マンホールポンプ	H25	2.2kw×2	CNWX651	65mm	0.42m ³ /min	12.1m	9年
三ヶ山中マンホールポンプ	H25	3.7kw×2	CNWX651	65mm	0.42m ³ /min	16.9m	9年
三ヶ山西マンホールポンプ	H25	2.2kw×2	CNWX651	65mm	0.42m ³ /min	10.4m	9年
東伴場地マンホールポンプ	H27	2.2kw×2	KS-N652AK	65mm	0.283m ³ /min	12.9m	7年

ポンプ場施設(令和3年度末)

施設名	施工年度	出力×ポンプ数	型式	口径	吐出力(排出量)	揚程	経過年数
寄居第一中継ポンプ場	H6	15.0kw×2	KS-SP	150mm	2.2m ³ /min	19.5m	28年

出典：上下水道課資料

公共下水道施設の管理は、保守点検業者によりマンホールポンプ場等の定期点検や、運転状況確認、水質検査、汚泥の引抜を実施するとともに、薬剤の補充や機器の部品交換等を行い、処理機能等が発揮できるように維持管理を実施しています。

管路施設については、マンホールポンプの維持管理とともに、必要に応じて点検・清掃を行っています。ポンプ場施設については、定期的に巡回して施設機能が発揮できるように維持管理を行っています。

② 使用料

本町の公共下水道使用料体系は、基本汚水量10³m³までとする基本料金と、基本汚水量を1³m³を超えたところから発生する超過料金で構成されています。

当該料金は供用開始から改定しておらず、消費税等増額のための改定を行っています。

なお、直近では、令和元年10月に消費税率改定に伴う増税分の改定を行いました。超過料金による、1³m³当たりの使用料は、下記の表のとおりです。

公共下水道使用料の料金表(一般用・1カ月分 税別)

基本料金		超過料金 (1 ³ m ³ につき)	
10 ³ m ³ まで	1,000円	11 ³ m ³ ～20 ³ m ³ まで	110円
		21 ³ m ³ ～30 ³ m ³ まで	120円
		31 ³ m ³ ～50 ³ m ³ まで	135円
		51 ³ m ³ ～100 ³ m ³ まで	150円
		101 ³ m ³ ～200 ³ m ³ まで	165円
		201 ³ m ³ ～500 ³ m ³ まで	180円
		501 ³ m ³ ～1,000 ³ m ³ まで	195円
		1,001 ³ m ³ 以上	210円

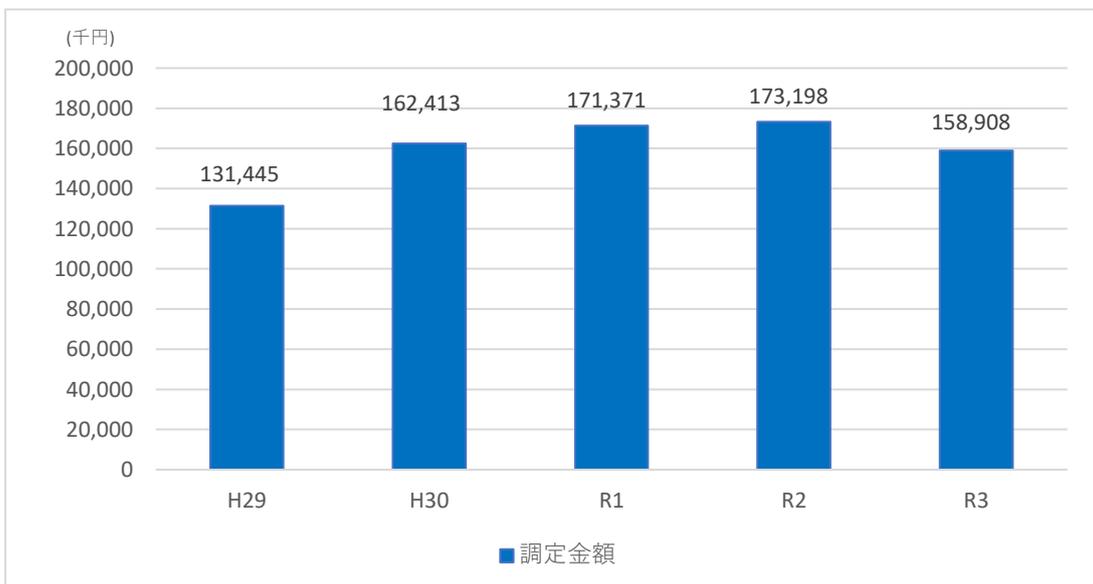
例) 一般家庭使用水量12³m³の場合(1カ月)

基本料金1,000円 + (超過水量2³m³ × 超過料金110円) × 1.10 = 1,342円

使用料収入の推移は以下の図のとおりです。

使用料収入の一定の割合を大口先が占めていることなどから年度ごとに増減があるものの、概ね13,000千円以上で推移しています。

使用料収入の推移



③ 組織

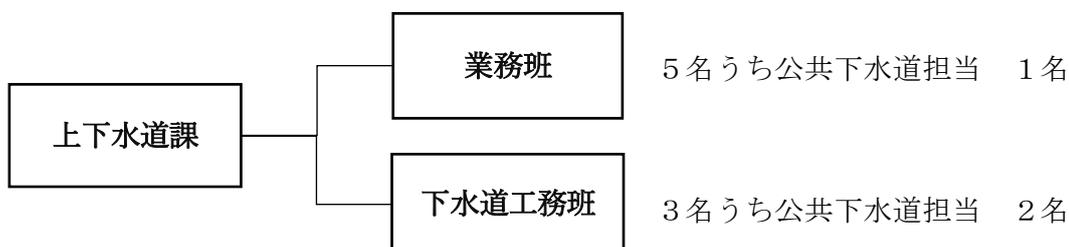
本町の上下水道に係る業務は、上下水道課が担当しています。

上下水道課は、課を総括する課長のもと、主に水道・下水道の会計事務に関する業務等を行う業務班（計5名）、水道事業に関する業務を行う上水道工務班（計8名）及び下水道事業に関する業務を行う下水道工務班（計3名）の計17名で構成されています。

このうち公共下水道事業に関する業務を行っているのは業務班から1名、下水道工務班から2名の計3名です。

なお、施設の保守点検等の業務については、外部委託を行っています。

公共下水道事業に係る人員の組織体制



④ 民間活用

施設の維持管理は、専門性が非常に高いことから、知識やノウハウを持った、民間事業者へ委託（巡回・保全等の包括委託）しています。

また、下水道使用料に係る事務については、水道事業で一括して民間事業者へ委託（調定・検針・滞納整理等の包括委託）を行っています。

⑤ 資産活用

現在、公共下水道事業における資産活用（エネルギー利用、土地等の利用）は行っていません。

(3) 現況分析及び策定時との比較

① 経営指標等

公共下水道事業の経営指標について、本町と類似団体（全国・県内）を比較し現況分析を行いました。

なお、類似団体の抽出は、総務省の「令和2年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」によるデータを用いています。

このデータは、処理区域内人口、有収水量密度、供用開始後年数により類似団体区分が設定されており、類似団体との比較が可能です。本町の類型区分は「D d 1」に分類されていることから、全国の自治体の中で同様の区分のものを抽出しています。

はじめに、全国の類似団体との比較について、下記の表Aのとおり条件を設定し、抽出された次頁表Cの自治体との比較を行いました。

県内の類似団体との比較では、県内に本町と同様の類型区分の自治体がないことから、下記の表Bのとおり本町の類型に近い条件を設定し、抽出された次頁表Dの自治体との比較を行いました。

当初計画策定時との比較については、策定時点で当該計画に掲載されていない項目があることから、投資財政計画の計画数値を使用し、比較可能な指標を抜粋しました。

A 全国類似団体の抽出条件

抽出項目	抽出条件	寄居町(参考)
処理区域内人口	5千人以上1万人未満	8,290
有収水量密度	2.5千 m^3 /ha未満	2.1
供用開始後年数	25年以上	29
事業名	公共下水道	公共下水道
地方公営企業法の適用	法適用	法適用
地域	全国	埼玉

B 県内団体の抽出条件

抽出項目	抽出条件	寄居町(参考)
処理区域内人口	5千人以上1万人未満 1万人以上5万人未満	8,290
有収水量密度	2.5千 m^3 /ha未満 2.5千 m^3 /ha以上5.0千 m^3 /ha未満 5.0千 m^3 /ha以上7.5千 m^3 /ha未満	2.1
供用開始後年数	25年以上	29
事業名	公共下水道	公共下水道
地方公営企業法の適用	法適用	法適用
地域	埼玉	埼玉

前頁の条件により抽出し、比較する全国及び県内団体は下記の表C・Dのとおりです。

ここでは、有収率、水洗化率及び普及率といった指標も参考に掲載します。

C 比較対象一覧(全国類似団体※)

団体名		処理区域内人口(人)	有収水量密度(千m ³ /ha)	供用開始後年数(年)	有収率(参考)(%)	水洗化率(参考)(%)	普及率(参考)(%)
埼玉県	寄居町	8,290	2.1	29	93.6	88.4	25.3
北海道	三笠市	7,015	1.4	28	85.6	90.3	87.2
青森県	藤崎町	7,118	1.7	34	81.4	80.4	48.2
岩手県	雫石町	9,284	1.2	32	83.2	83.2	58.1
石川県	珠洲市	6,302	1.3	30	90.0	68.8	46.6
長野県	白馬村	6,569	1.6	28	72.1	82.3	76.8
滋賀県	日野町	8,513	1.8	26	88.4	92.7	40.2
兵庫県	宍粟市	8,327	2.2	25	72.7	92.9	22.9
山口県	美祢市	8,451	1.4	32	77.0	94.9	36.5
大分県	豊後高田市	9,446	1.8	29	71.3	82.6	42.1

※総務省のデータにおいて類型区分が「D d 1」である自治体

D 比較対象一覧(県内団体)

団体名		処理区域内人口(人)	有収水量密度(千m ³ /ha)	供用開始後年数(年)	有収率(参考)(%)	水洗化率(参考)(%)	普及率(参考)(%)
埼玉県	寄居町	8,290	2.1	29	93.6	88.4	25.3
埼玉県	小川町	15,624	3.1	23	89.8	81.0	54.1
埼玉県	嵐山町	12,028	5.1	27	89.3	89.8	67.7
埼玉県	滑川町	10,889	4.3	27	89.4	97.4	55.5
埼玉県	杉戸町	27,835	6.4	35	88.5	90.8	62.7
埼玉県	伊奈町	33,290	6.4	30	91.8	94.6	73.9
埼玉県	川島町	9,805	4.2	34	85.9	97.9	50.0
埼玉県	宮代町	24,889	6.7	28	77.9	95.1	73.7
埼玉県	松伏町	19,855	6.3	28	93.0	84.3	69.1

■ 指標項目

類似団体と比較する項目は、下記一覧のとおり総務省より公表されている地方公営企業の経営指標項目から抜粋したものを、8頁の表で列挙している団体と比較します。

なお、老朽化の状況を表す指標のうち、「管渠老朽化率」、「管渠改善率」は、計画期間内に法定耐用年数を迎える管渠がないことから、今回は比較を行いません。次回以降の改定の際、指標項目を検討し変更していくこととします。

指標項目一覧

経営指標		指標説明	単位
事業の概要	普及率	当該事業の整備状況の割合を表す指標です。	%
	一般家庭用 使用料 (1カ月20m ³ 当たり)	一般家庭において1カ月当たり20m ³ 使用した場合に使用料として徴収される金額です。 ※一般家庭用とは町料金システム上の13mmの水道メーター利用かつ用途が「一般」のものを指します。	円 (税込)
施設の効率性	水洗化率	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。※1	%
	有収率	処理した汚水のうち、使用料収入の対象となる汚水の割合を表す指標です。	%
経営の効率性	汚水処理原価	有収水量1m ³ 当たりの汚水処理費であり、その水準を表す指標です。	円/m ³ (税抜)
	経常収支比率	使用料収入や一般会計繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えるかの指標です。	%
	経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を表す指標です。	%
老朽化の状況	有形固定資産 減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。	%
	管渠老朽化率※2	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化割合を表す指標です。	%
	管渠改善率※2	当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標です。	%

参考：令和2年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要(総務省)

※1水洗化率は公共下水道への接続のみを対象としています。

※2本計画内では比較しない指標

② レーダーグラフによるまとめ

他団体との経営指標等を比較分析した結果は、下記の表のとおりです。

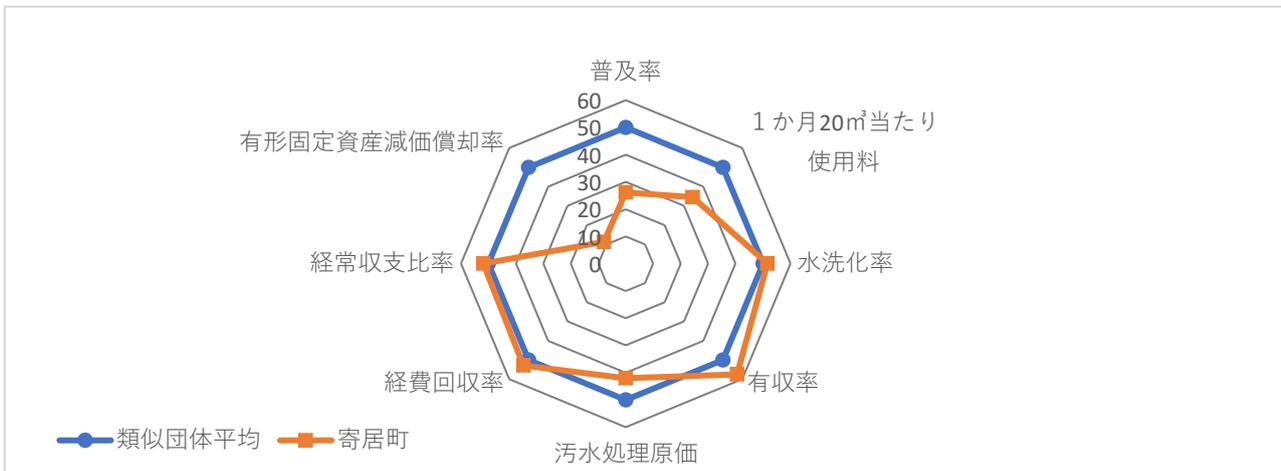
また、比較対象とした類似団体・県内団体平均を50としたときの本町の指標数値をレーダーグラフにまとめました。

なお、個別の指標についての比較・分析は、資料（頁35～42）に掲載しています。

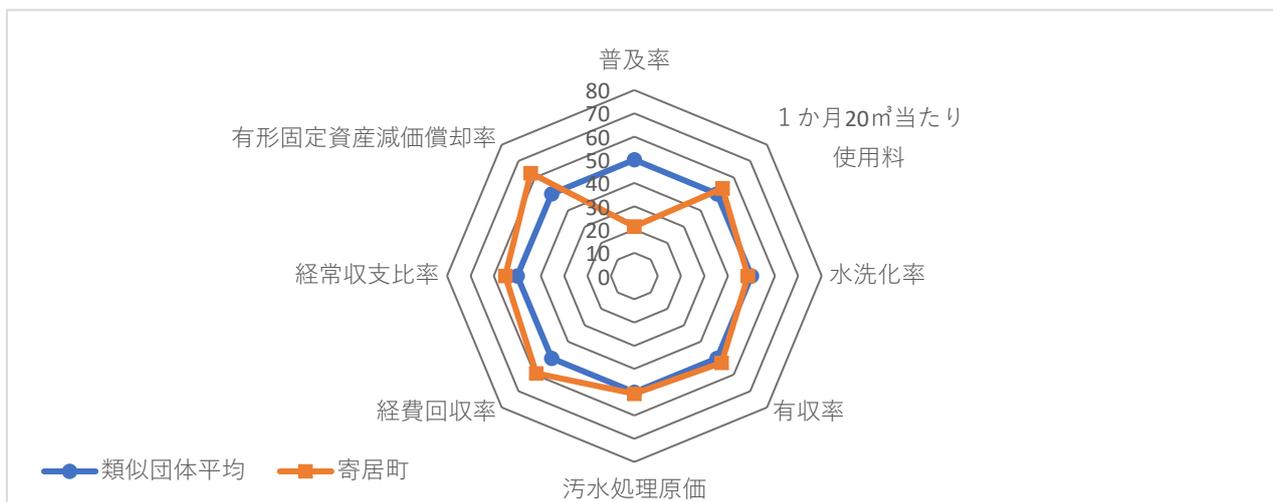
各指標における比較まとめ（「↑」は平均以上、「↓」は平均以下）

指標	類似団体平均との比較	県内自治体平均との比較	備考
普及率	↓	↓	—
一般家庭用使用料(1カ月20㎡当たり)	↓	↑	—
水洗化率	↑	↓	高いほうが好ましい
有収率	↑	↑	高いほうが好ましい
汚水処理原価	↓	↑	低いほうが好ましい
経常収支比率	↑	↑	高いほうが好ましい
経費回収率	↑	↑	高いほうが好ましい
有形固定資産減価償却率	↓	↑	低いほうが好ましい

類似団体平均との比較レーダーグラフ



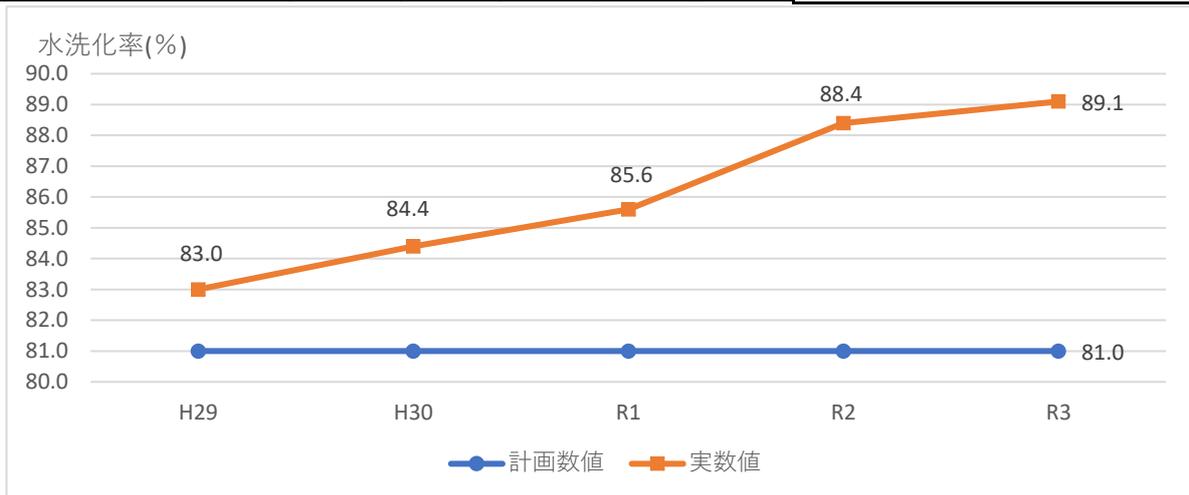
県内団体平均との比較レーダーグラフ



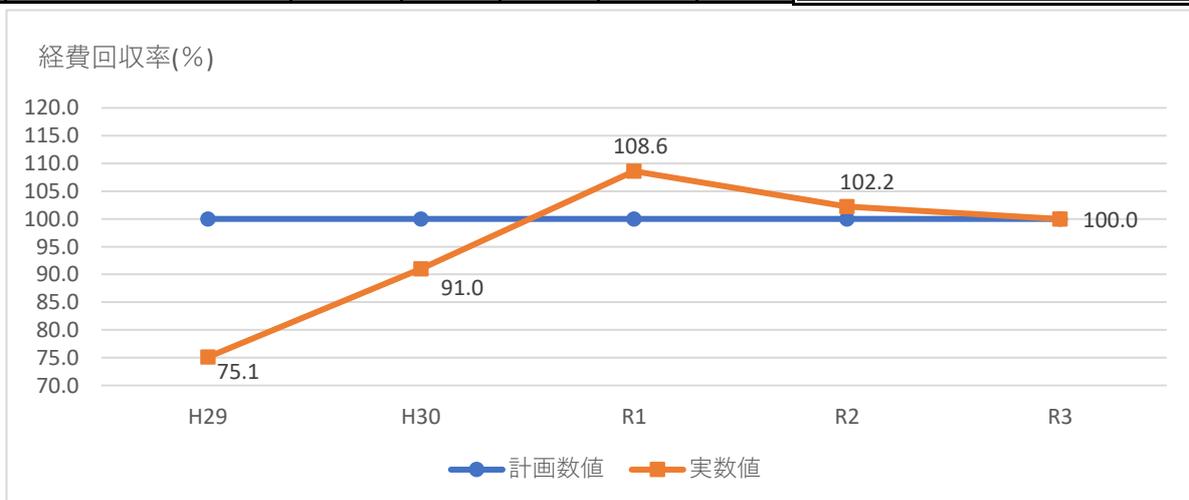
③ 当初策定時との比較・分析

当初策定時との比較は、9頁に示した経営指標のうち、主要なものであり、次回以降の改定でも比較・分析を行う予定である指標です。比較年度は、計画初年度の平成29年度から令和3年度とします。

水洗化率	項目		H29	H30	R1	R2	R3	分析に関するコメント
	計画数値	%	81.0	81.0	81.0	81.0	81.0	
	実数値	%	83.0	84.4	85.6	88.4	89.1	
	乖離(ポイント)		2.0	3.4	4.6	7.4	8.1	



経費回収率	項目		H29	H30	R1	R2	R3	分析に関するコメント
	計画数値	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	実数値	%	75.1	91.0	108.6	102.2	100.0	
	乖離(ポイント)		▲ 24.9	▲ 9.0	8.6	2.2	0.0	

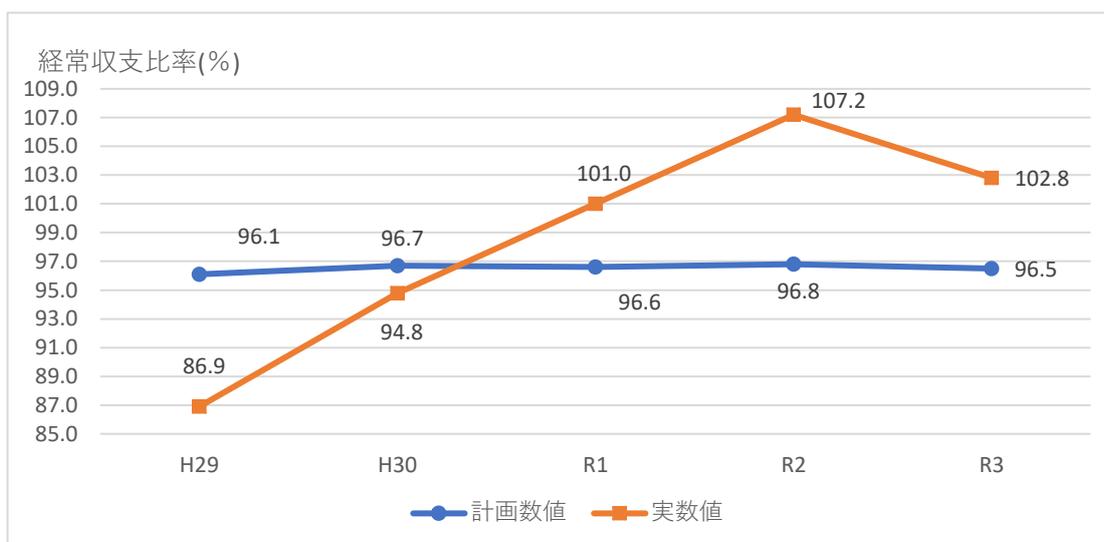


経常収支比率※	項目		H29	H30	R1	R2	R3	分析に関するコメント
	計画数値	%	96.1	96.7	96.6	96.8	96.5	
	実数値	%	86.9	94.8	101.0	107.2	102.8	
	乖離(ポイント)		▲ 9.2	▲ 1.9	4.4	10.4	6.3	

計画数値に対し、平成30年度までは下回っていましたが、令和元年度より実数値が上回りました。これは、地方公営企業法の適用による算定方法の変更と、大口使用者による使用料収入の変動が大きいと考えられます。

※令和元年度までは地方公営企業法の適用前のため、「収益的収支比率」を以下の計算式にて算出しています。

$$\text{収益的収支比率(\%)} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$



④ 当初策定時との比較まとめ

比較結果のとおり、現時点では3指標ともに計画値を上回っています。

しかしながら、水洗化率は全体の9割程度となっていることから、引き続き、未接続者に対し公共下水道への接続勧奨を行っていきます。

経費回収率、経常収支比率については、今後とも100%以上となるよう事業経営することが求められ、使用料収入の確保、経費削減に努めていくことが重要です。

(4) 現況分析から見た課題の整理

類似団体、県内団体及び当初策定時との経営指標等による比較・分析の結果から、下記の項目を課題としました。

① 普及率

本町の公共下水道のエリアは町の一部にのみ設定しているため、普及率は類似団体・県内団体と比較して低い数値となっていますが、令和3年度末の事業認可面積に対する整備率は92.9%であり、最終的には令和7年度までの完了を目標に公共下水道の整備を行います。

② 水洗化率

水洗化率は類似団体平均値を上回っており、当初策定時の推計値も上回っていますが、県内団体平均値は下回っています。

水洗化率は、使用料収入を確保するうえで重要な指標であることから、注視していかなければならない指標であります。

③ 経費回収率

経費回収率は類似団体・県内団体平均値を上回っており、当初策定時の推計値も上回っています。

しかしながら、将来的には処理区域内人口の減少等に伴う使用料収入の減少により、使用料収入で維持管理費用等を賄うことが難しくなることが考えられ、適正な使用料を設定するために注視していかなければならない指標であります。

④ 経常収支比率

経常収支比率は類似団体・県内団体平均を上回っており、当初策定時の推計値も上回っています。

当該指標は、事業の健全経営をはかる重要なものであることから、注視していかなければならない指標であります。

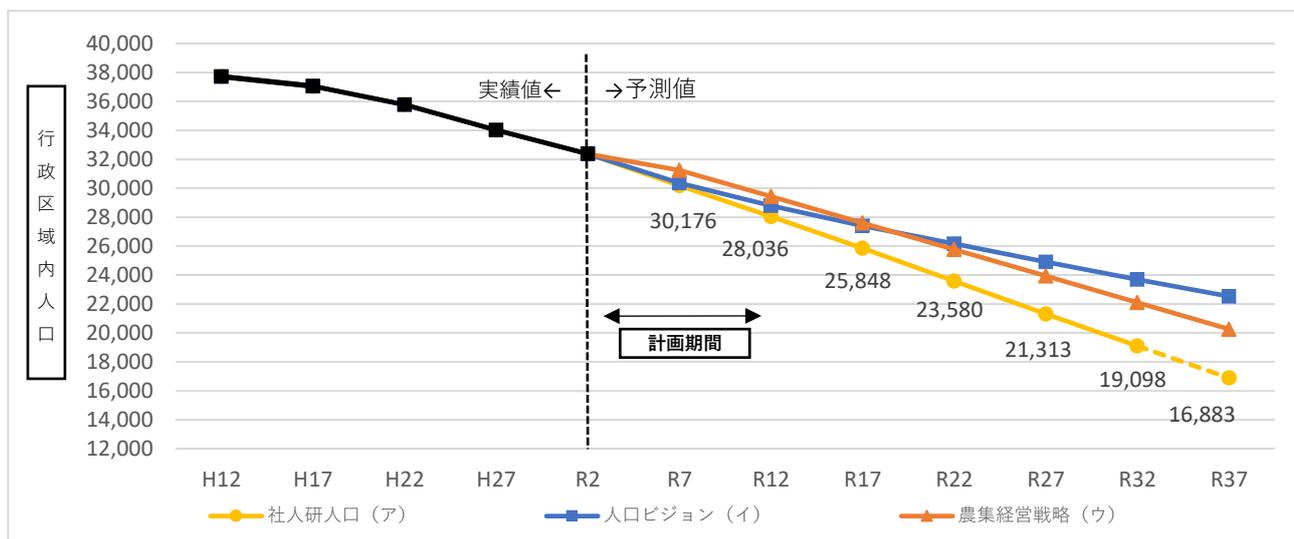
(5) 人口及び使用料収入等の将来予測

① 行政人口の予測

本町における行政区域内人口を予測するにあたり、(ア) 国立社会保障・人口問題研究所人口（以下「社人研人口」という。）、(イ) 第6次寄居町総合振興計画後期基本計画内において推計されている寄居町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び(ウ) 農業集落排水事業の経営戦略内の推計値（以下「農集経営戦略」という。）の3つを比較します。

なお、実績値については国勢調査の値を使用し、予測値は一部直線補間により算出しています。

本町における行政人口の実績値と将来予測値の推移(5年毎の推計)



※ グラフの黒色部分は国勢調査の値を使用した実績値

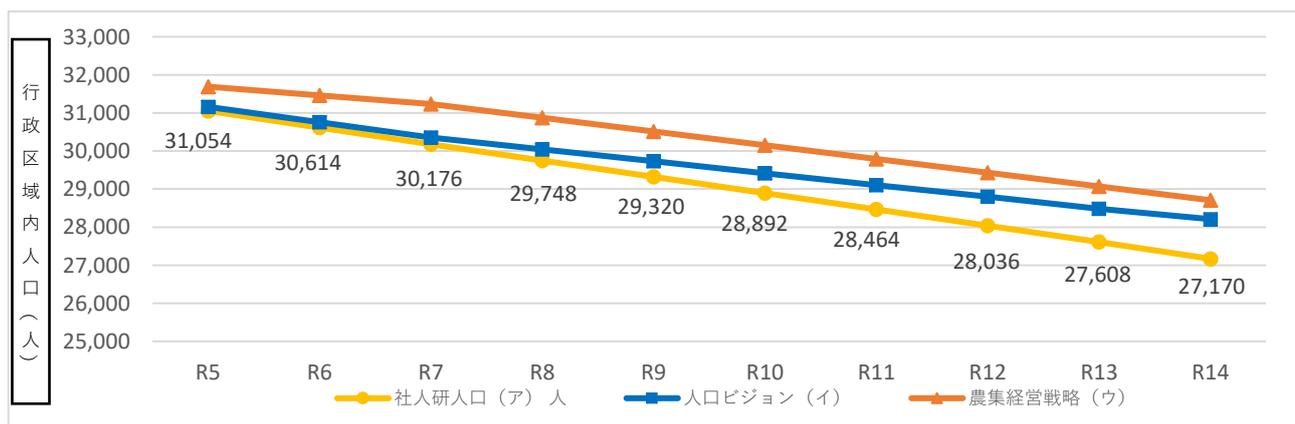
※ グラフの破線部は直線補間により推定した数値

人口ビジョンによる予測値は本町が目指すべき将来人口ですが、投資財政計画上の下水道使用料収入において、過大な見積りを行うことにより実績との乖離が生じるおそれがあります。

このことから、本計画では最も減少が大きい(ア) 社人研人口の予測値を基に、将来値を設定します。下記の表とグラフは計画期間内における人口推移です。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
社人研人口 (ア)	31,054	30,614	30,176	29,748	29,320	28,892	28,464	28,036	27,608	27,170
人口ビジョン (イ)	31,159	30,754	30,351	30,040	29,729	29,418	29,107	28,798	28,487	28,210
農集経営戦略 (ウ)	31,690	31,462	31,234	30,874	30,514	30,154	29,794	29,434	29,074	28,707

計画期間内における本町行政人口の将来予測値の推移



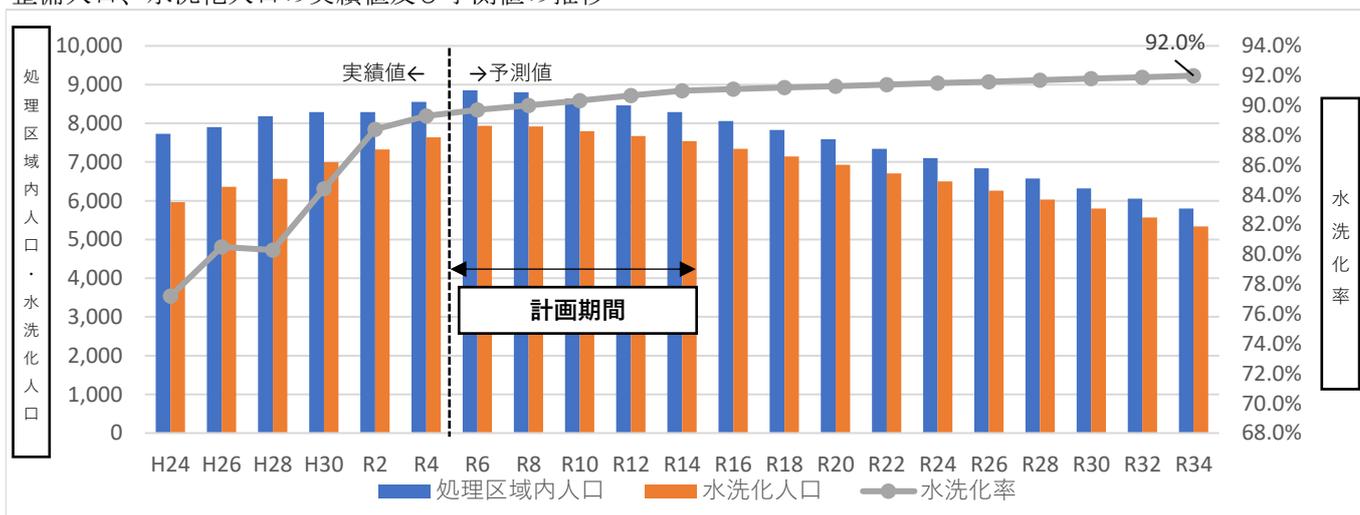
② 処理区域内人口、水洗化人口及び水洗化率の予測

処理区域内人口、水洗化人口及び水洗化率の予測推移は下記のグラフのとおりです。

本計画内における処理区域内人口は、令和7年度までに事業計画区域の公共下水道整備を行い、処理区域が拡大することから、短期的には増加となりますが、既整備区域を含め長期的には行政区域内人口と同様に減少していくことが考えられます。

水洗化人口については、処理区域内人口と同様の推移であると考えられますが、減少幅については、新規の接続者も一定数いることから処理区域内人口と比較して若干緩やかになると予測し、水洗化率も上昇傾向になるものとして、後述の投資財政計画に反映させていきます。

整備人口、水洗化人口の実績値及び予測値の推移

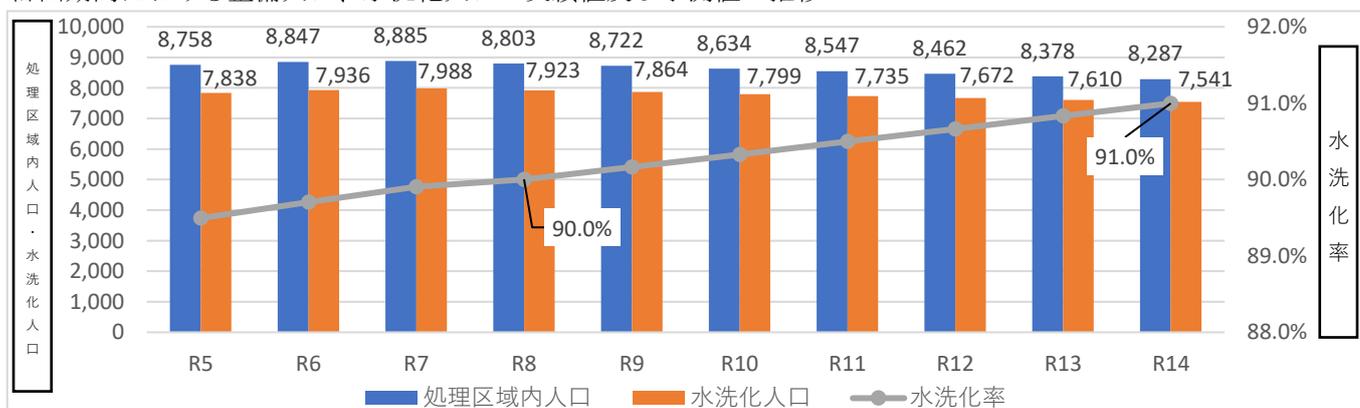


計画期間の予測値は下記の表とグラフのとおりです。

【予測値】

年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
処理区域内人口	人	8,758	8,847	8,885	8,803	8,722	8,634	8,547	8,462	8,378	8,287
水洗化人口	人	7,838	7,936	7,988	7,923	7,864	7,799	7,735	7,672	7,610	7,541
水洗化率	人/戸	89.5%	89.7%	89.9%	90.0%	90.2%	90.3%	90.5%	90.7%	90.8%	91.0%

計画期間における整備人口、水洗化人口の実績値及び予測値の推移



③ 有収水量及び使用料収入の予測

有収水量及び使用料収入の実績値と予測値の推移は、過去10年間の実績、処理人口及び水洗化人口等の推計値を基に(ア)、(イ)の計算式で予測し、使用料収入の推計値については、投資財政計画へ反映させます。

将来の有収水量及び使用料収入は、管渠敷設工事が完了する令和7年度まで増加し、その後は処理区域内人口及び水洗化人口の減少に伴い減少していくものと予測します。

なお、予測した使用料収入は後述の投資財政計画に反映します。

(ア) 有収水量・・・過去10年間実績の汚水量原単位(有収水量÷水洗化人口)平均×水洗化予測人口

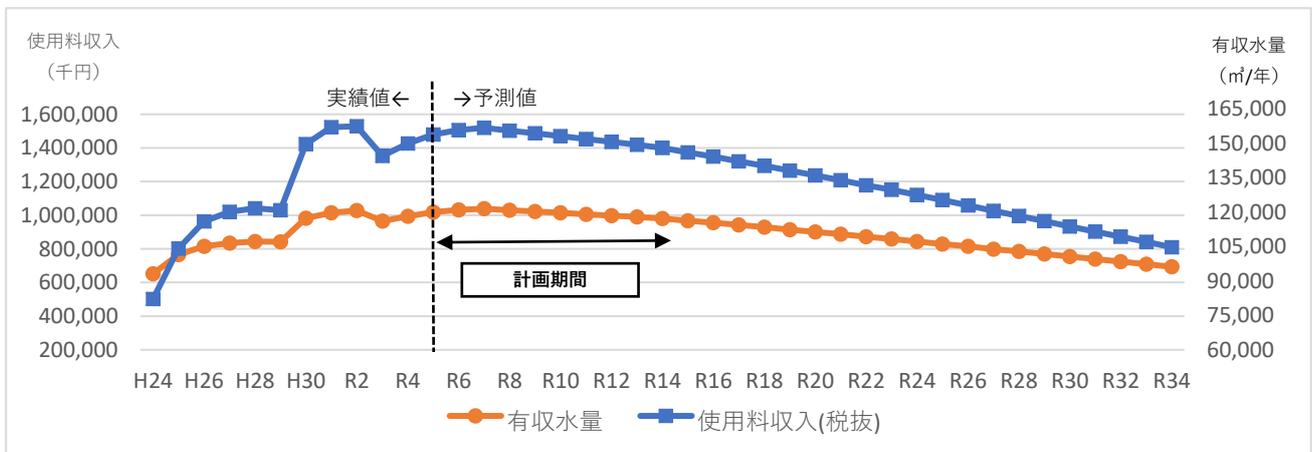
(イ) 使用料収入・・・有収水量推計値×公営企業会計適用後の使用料平均単価(使用料÷有収水量)

【実績値】

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
有収水量	m ³ /年	652,309	766,072	814,677	833,648	844,137	842,081	982,741	1,015,288	1,027,414	964,830
使用料収入(税抜)※	千円/年	82,169	104,202	115,940	120,088	121,714	120,837	149,613	156,998	157,453	144,461

※H24年度～R1年度の使用料収入は地方公営企業法の適用前のため税込となっていることから、税抜に直したものを使用しています。

有収水量及び使用料収入の実績値と予測値の推移

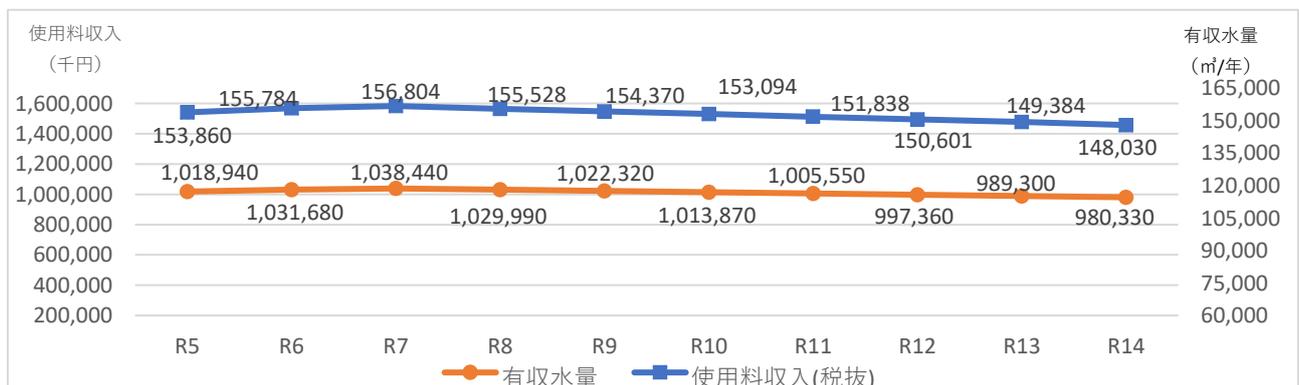


計画期間の予測値は下記の表とグラフのとおりです。

【予測値】

年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
有収水量	m ³ /年	1,018,940	1,031,680	1,038,440	1,029,990	1,022,320	1,013,870	1,005,550	997,360	989,300	980,330
使用料収入(税抜)	千円/年	153,860	155,784	156,804	155,528	154,370	153,094	151,838	150,601	149,384	148,030

計画期間における有収水量及び使用料収入の実績値と予測値



(6) 施設の将来予測

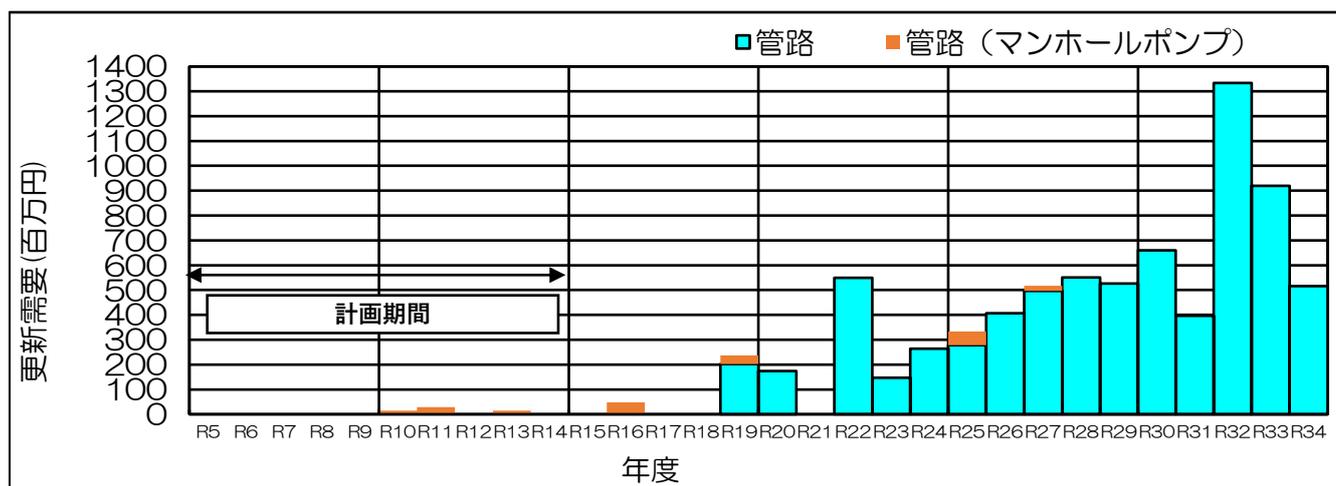
① 管路施設の予測

ここでは本町の公共下水道施設の将来予測を行います。

管路施設については、国が平成26年から10年程度を目標に各種汚水処理施設の整備を概ね完了すること(概成)を目指し、経済性及び効率性を考慮した生活排水処理計画の見直しを進めていることを受け、令和2年度に策定した「寄居町生活排水処理基本計画」において、令和7年度までに事業計画区域の公共下水道整備を完了することを目標とし、これに向けた公共下水道整備事業を行っています。

将来、管路施設の更新が必要となりますが、管路の耐用年数を50年、マンホールポンプの耐用年数を30年とした場合の更新の推移については、下記のグラフのとおりです。

管路施設の標準耐用年数による更新推移(30年間)



本町の管路施設の経過年数は、最も古いもので寄居第1汚水幹線の35年(令和3年度末時点)であり、計画期間中(令和5年度～令和14年度)に法定耐用年数を迎える管路はありません。

その先、令和19年度より段階的に更新費用が発生するため、計画的かつ効果的に管路施設を改築することが必要となります。

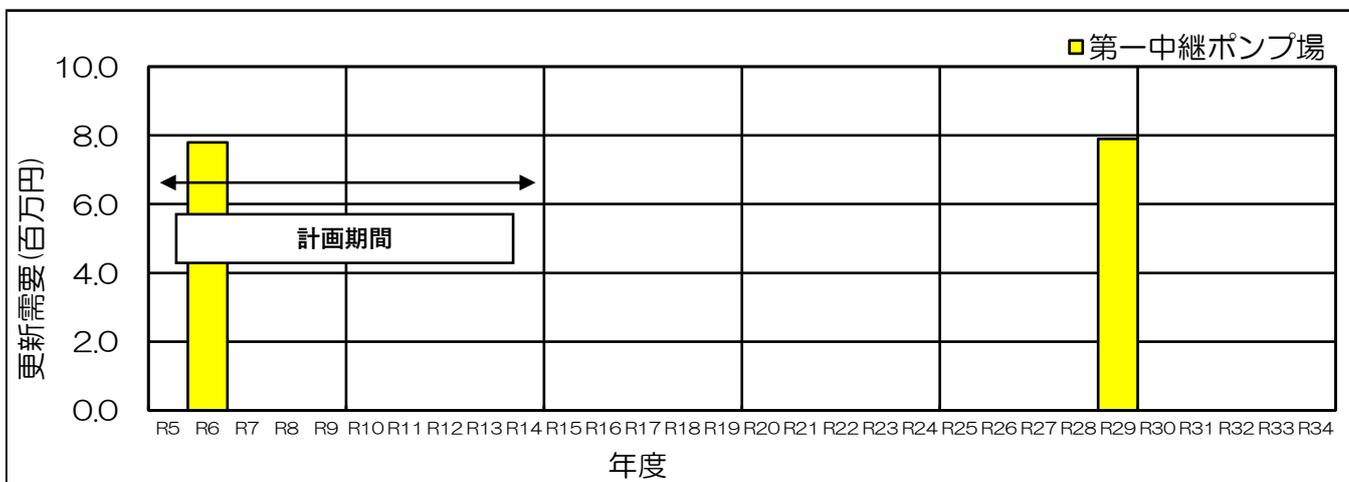
なお、マンホールポンプについては、計画期間内に更新時期を迎えるものを適時更新します。

② ポンプ場施設の予測

ポンプ場施設は、寄居第一中継ポンプ場の一箇所で、耐用年数は次の③のストックマネジメント計画に則り30年で推計します。

当該ポンプ場は、ポンプ設備の2台あるうちの1台が経過年数28年(令和3年度末時点)で計画期間内に更新時期を迎えるため、下記のグラフのとおり改築費用が発生します。

ポンプ場施設の標準耐用年数による更新需要額推移(30年間)



③ スtockマネジメント計画による施設の管理

下水道事業におけるストックマネジメントとは、持続可能な事業運営を図るため、所有する施設等の状況を客観的に把握、評価し長期的な予測を行い、施設等を計画的かつ効率的に管理することです。

ストックマネジメント計画では、下記の表を基本方針とし、公共下水道施設等を管理していきます。

基本方針

	管理方法	対象施設・設備	対象施設
1 状態監視保全	施設・設備の劣化状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法	重要度の高い設備で劣化把握や不具合発生時期の予測が可能な施設・設備	管路施設：管渠、マンホール及びマンホール蓋 ポンプ場：汚水ポンプ設備及び躯体
2 時間計画保全	施設・設備の特性に応じて予め定めた周期(目標耐用年数等)により対策を行う管理方法	重要度の高い設備で劣化把握や不具合発生時期の予測が困難な施設	管路施設：管渠(圧送管) ポンプ場：電気計装設備
3 事後保全	施設・設備の異常の兆候(機能低下等)や故障の発生後に対策を行う管理方法	流下機能・揚水機能への影響が小さい施設	その他の施設(第一中継ポンプ場以外のマンホールポンプ)

(7) 組織の将来予測

公共下水道事業の職員数については、適正な定員管理に努めるとともに、職員の世代交代を円滑に進め、技術の継承が行えるよう、業務の見える化や研修の充実などを図ります。

(8) 将来予測から見た課題の整理

各種人口推計、有収水量及び施設の予測を行った結果、次の課題が考えられます。

① 人口減少に伴う水洗化人口の減少による使用料収入への影響

使用料収入について、短期的に見れば水洗化人口の推計のとおり、令和7年度までは下水道整備区域の拡大(未普及対策の推進)に伴う増加を見込んでいるため増加傾向となりますが、長期的には人口減少に伴う水洗化人口の減少により、使用料収入は減少傾向となる見込みです。

② 水洗化率の向上

水洗化率の向上は、使用料収入の増加に寄与し、効率的な運営を行うために重要な要素です。しかしながら、高齢者世帯が増加する傾向にあり、個々の事情等で未接続が一定数あるため、広報や、戸別訪問による接続勧奨を行うなど水洗化率向上への対策が必要となります。

③ 耐用年数を超過する施設への対応

管路は計画期間内に耐用年数を迎えるものはありませんが、長期的に見ると多額の更新費用が見込まれます。また、マンホールポンプ場の機械装置等については、既に耐用年数を超過し、更新を要するものがあります。

これらの施設に対し、ストックマネジメント計画で定めた基本方針に即したタイミングでの更新が重要となります。

④ 持続可能な施設の維持管理

少しでも長く、また安全に施設の機械装置等を稼働させるには、適切な維持管理が必要となります。

前述のストックマネジメント計画も随時ローリングを行い、最適な施設の管理方針に沿った維持管理を行うことで持続可能な運営を目指すことが重要です。

第3章 経営の基本方針

(1) 経営理念・基本方針

現行の「寄居町下水道事業経営戦略」と令和3年度に策定された「第6次寄居町総合振興計画後期基本計画」に定められた基本方針に準じ、かつ今回の改定において現況分析及び将来予測を行ったことにより見えてきた新たな課題を踏まえ、改めて公共下水道事業の経営理念及び基本方針を以下のとおり定め、関連する施策を推進していきます。

経営理念

地域環境を守る安心で持続可能な公共下水道

基本方針

- ・ 地域の生活環境の保全・・・A
- ・ 社会基盤の維持管理・充実のための社会インフラの適切なマネジメント・・・B
- ・ 持続可能な事業運営を行うための経営基盤強化・・・C

(2) 基本施策

上記基本方針を実現するため、以下に施策を定めます。

① 公共下水道の普及推進・・・ 関連目標 A・C

公共下水道へ接続をすることで、汚水を集めて処理し、きれいな水にして自然へ戻すことで環境汚染を防ぎ水環境を守ることができます。

公共下水道の供用開始エリアにおいて、未接続者に対し戸別訪問などによる接続勧奨を行い、環境保全、使用料収入と公平性の確保に努め、経営基盤の強化を図っていきます。

② 下水道施設整備の完了と適正な更新・管理・・・ 関連目標 B・C

下水道整備については、前述の「寄居町生活排水処理基本計画」において令和7年度までの整備完了を目標としており、これを受け現行計画でも基本方針として挙げられていることから、本計画も当該方針を踏襲することとします。

下水道整備を推進し、水洗化人口の増加を図り、使用料収入の確保につなげるとともに、マンホールポンプ等の更新による施設の安定稼働の確保に努めます。

下水道の整備は、計画どおり令和7年度までに完了させるとともに、施設の更新・管理については、ストックマネジメント計画に基づき、適時行うことで経費の削減等を図っていきます。

③ 経費の見直し、財源確保による持続可能な事業運営・・・ 関連目標 C

公営企業は独立採算制の原則を基本としますが、現状では、一般会計からの繰入により収支均衡を図っています。

今後も可能な限り経費の見直しを行い、使用料等の財源確保に努め、健全で持続可能な事業運営を図っていきます。

第4章 投資財政計画

(1) 投資財政計画における目標設定

投資財政計画を作成するにあたり、前述の基本方針を達成するために投資と財源の両面において、下記の表のとおり計画における目標を定めました。

本計画における数値目標(小数点第2位を四捨五入)

目標指標	目標値	実績値(令和3年度)	目標年限
① 整備率	100.0%	92.9%	令和7年度
② 水洗化率	91.0%	89.1%	令和14年度 ※令和8年度までに90% ※令和34年度までに92%
③ 経費回収率	100%以上を維持	100.0%	計画期間内
④ 経常収支比率	100%以上を維持	102.8%	計画期間内

① 整備率

基本方針A「社会基盤の維持管理・充実のための社会インフラの適切なマネジメント」に関連し、「荒川上流流域関連寄居公共下水道事業計画」に基づく現状の事業計画区域の下水道整備を進め、令和7年度までに100%とすることを目標とします。

② 水洗化率

将来推計を行った際に設定したとおり、公共下水道の水洗化率を令和8年度までに「第6次寄居町総合振興計画後期基本計画」において定めている目標値90%にすることとし、計画最終年度は前述の県内自治体平均である91%、30年後の令和34年度においては92%を目標とします。

③ 経費回収率

経費回収率(=下水道使用料収入÷汚水処理費(資本費+維持管理費)×100)は、使用料収入で賄うべき経費を、どの程度賄えているかを表した指標です。

当該指標は、全て使用料収入で賄えている状況を示す100%以上であることが求められます。

本町の経費回収率(令和3年度)は100%であり、維持管理費等の経費を使用料収入により賄えています。今後は減少していくことが考えられます。

このことから、計画期間において、公共下水道供用エリアの未接続者に対し、町公式HPや広報でのPRのほか、戸別訪問等の接続勧奨による使用料収入の確保に努めます。また、施設保守点検委託の継続による薬品費や材料費の節減や、民間ノウハウを活用し、適正な管理を行い施設の延命措置を図りながら、計画期間において100%以上の維持を目標とし、以降についても維持ができるよう施策を検討し実行していきます。

④ 経常収支比率

経常収支比率(=経常収益÷経常費用×100)は、下水道使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

当該指標が、100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示すため、経費回収率と同様の取組を行うことで、投資財政計画では計画期間において100%以上の維持を目標とし、以降についても維持ができるよう施策を検討し実行していきます。

(2) 収支計画の策定にあたって反映した取組

① 公共下水道整備に要する経費

計画期間における公共下水道整備事業は、東武東上線男衾駅周辺エリアの管路敷設となっており、下記のとおり投資計画に反映します。

なお、管路施設以外の建設に要する経費はありません。

内容	総事業費	反映年度
寄居第2処理分区公共下水道管路敷設事業	308,554千円	令和5年度から 令和6年度

② 施設の更新に要する経費

計画期間における公共下水道更新事業は、前述のとおりストックマネジメント計画の方針に沿って投資計画に反映していくこととします。

ア 管渠の更新に要する経費

計画期間内における管渠の更新に要する経費は耐用年数を経過する管路がないことから発生しない見込みです。

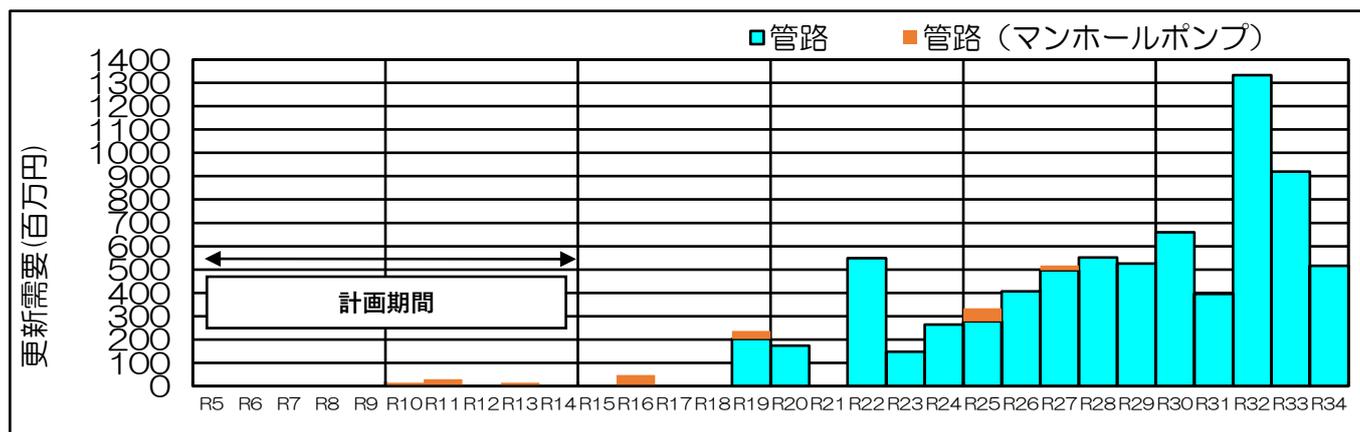
なお、ストックマネジメント計画では、マンホールポンプを「事後保全」として更新による費用に含めないこととしていますが、本計画においては「時間計画保全」とし、耐用年数×1.5倍の30年で更新していくこととし、下記の更新費用を投資財政計画に反映します。

今後30年間で考えた場合、更新費用が発生することから、ストックマネジメントの方針に基づき緊急度の高い管渠の点検調査を令和5年度より行い、耐用年数によるものだけではない効果的な更新を検討します。

なお、投資方法（集中・分散）や平準化等の方針は、次回計画改定時に定めることとします。

内容	対象施設	総事業費	反映年度
耐用年数による更新事業	マンホールポンプ	58,500千円	令和10・11年度及び 令和13年度

【再掲】 管路施設の標準耐用年数による更新需要額推移(30年間)



イ ポンプ場施設の更新に要する経費

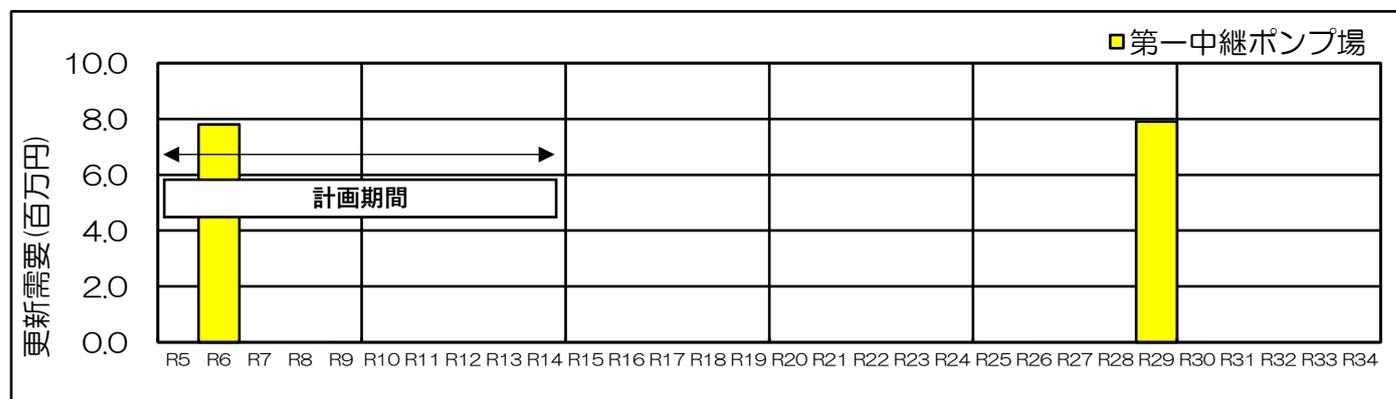
ストックマネジメント計画では、ポンプ場設備の耐用年数は1.5倍の30年としていることから、ポンプ場施設の更新需要額の推移は下記のグラフのとおりです。

このことから、計画期間内においては寄居第一中継ポンプ場のポンプのうち、1台分の交換費用を投資計画に反映させることとします。

内容	総事業費	反映年度
寄居第一中継ポンプ場ポンプ交換工事（1台）	7,800千円	令和6年度

ポンプ場施設についても、今後30年間で更新費用が発生することから、管渠施設と同じく後の更新についても、ストックマネジメント計画に基づき、ポンプ施設の保守点検委託を継続していくことにより、耐用年数のみによるものだけではない効果的な更新を検討しながら、平準化の方針も次回計画改定時に定めることとします。

【再掲】ポンプ場施設の標準耐用年数による更新需要額推移（30年間）



③ 公共下水道整備事業費に対する財源

公共下水道整備に要する経費に対する財源は下記のとおりです。

当該財源以外の支出不足分は、損益勘定留保資金等の補填財源を使用するものとします。

内容	財源種類	財源総額	反映年度
寄居第2処理分区公共下水道管路敷設事業	企業債	308,554千円	令和5年度 から 令和6年度
	国庫補助金		
	工事負担金(受益者負担金)		

④ 施設更新事業費に対する財源

施設更新に要する経費に対する財源は下記のとおりです。

当該財源以外の支出不足分は、損益勘定留保資金等の補填財源を使用するものとします。

内容	財源種類	財源総額	反映年度
耐用年数による更新事業	企業債	55,400千円	令和10・11年度及 び 令和13年度

※令和6年度実施を予定するマンホールポンプ更新工事に対しての財源は全て補填財源を使用することとします。

(3) 財源の試算

投資財政計画作成にあたり、財源及び試算方法は下記の表のとおりです。

なお、特別利益は計上していません。

① 収益的収入

科目	試算方法
営業収益	
料金収入(使用料収入)	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画16頁記載の計算式により推計したものを計上 ・使用料改定について、計画期間内においては改定を実施しない方針であります。が、社会情勢の変動及び事業の進捗状況により使用料改定の検討を行い、結果として改定が必要な状況であれば、改定を実施していきます。
雨水処理負担金	当町の雨水幹線に係る費用に対し計上
受託事業収益	計上しません
その他	直近の予算額(R4)に基づき計上
営業外収益	
他会計補助金	内容：現金収支不足分の補填
	<ul style="list-style-type: none"> ・基準内繰入 ・総務省より示される「地方公営企業繰出金について」上の基準に則り算定
	<ul style="list-style-type: none"> ・基準外繰入 ・収支不足分のうち、基準内繰入分を充ててもなお不足する部分に補填
その他補助金	計上しません
長期前受金戻入	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の取得に要した国庫補助金等を耐用年数で除したものを計上 ・東武東上線男衾駅周辺の土地区画整理事業に伴う下水道管渠についても事業終了の令和6年度以降受贈財産として長期前受金戻入に計上
その他	直近2か年の決算額を基に計上

② 資本的収入

科目	試算方法
企業債	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管渠整備・更新事業及び流域下水道の建設負担金に要する建設改良費に対し借入 ・計画期間内において資本費平準化債は借入を行わない。
	借入条件設定
	整備・更新関連 30年(据置期間5年) 元金均等 年利1.0% 流域関連 30年(据置期間5年) 元金均等 年利1.0%
	整備・更新関連(令和6年度まで) 補助事業：充当率40% 単独事業：充当率95% ※10万円未満切り捨て
流域関連(毎年計上)	充当率100% ※10万円未満切り捨て
他会計出資金	全額基準内繰入 総務省より示される「地方公営企業繰出金について」上の基準に則り算定
他会計補助金	計上しません
固定資産売却代金	計上しません
国庫補助金	社会資本整備総合交付金の交付要綱に基づき算定 (交付率は補助事業費の50%を想定 令和6年度まで)
都道府県補助金	計上しません
工事負担金	受益者負担金(令和6年度まで)
その他	預託金返還金を直近の予算額(R4)に基づき計上

(4) 投資以外の経費の試算

投資財政計画作成にあたり、投資以外の経費の試算方法は下記の表のとおりです。

なお、特別損失は計上していません。

① 収益的支出

科目	試算方法
職員給与費	現状の人員配置での想定で直近の予算額(R4)に基づき計上
動力費	有収水量1m ³ あたりの動力費×有収水量×物価上昇率 ※1m ³ あたりの動力費は直近2か年の平均値
修繕費	直近2か年の決算額×物価上昇率 ストマネ関連分：令和5年度より1,000千円×物価上昇率を加算
薬品費※	保守点検委託に含まれているため計上しません
材料費※	保守点検委託に含まれているため計上しません
委託料	直近の予算額(R4)に基づき計上 ストマネ関連分 腐食環境下の管路点検調査委託料：令和5年度より毎年2,000千円計上 目視点検委託料：令和5年度より毎年800千円計上
流域下水道維持管理負担金	負担金単価は現行の90円/m ³ (税抜)で計上
その他	総合事務組合負担金：直近の予算額(R4)に基づき計上 その他：直近2か年の決算額×物価上昇率
減価償却費	建設改良に基づく資産の取得費用を以下の耐用年数で除したものを計上 東武東上線男衾駅周辺の土地区画整理事業に伴う下水道管渠についても事業終了の令和6年度以降管渠施設として減価償却費に計上。 耐用年数 管渠施設(整備事業 事務費含む)：50年 ポンプ施設(ストマネ関連分)：20年 流域下水道建設負担金：無形固定資産 45年
資産減耗費	取得価格の10%を参考に計上
営業外費用	
支払利息	現行の借入に対する利息のほか、以下の条件により新規に借入した利息を加算し計上 整備・更新関連 30年(据置期間5年) 元金均等 年利1.0% 流域関連 30年(据置期間5年) 元金均等 年利1.0%
その他	直近2か年の決算額を基に計上

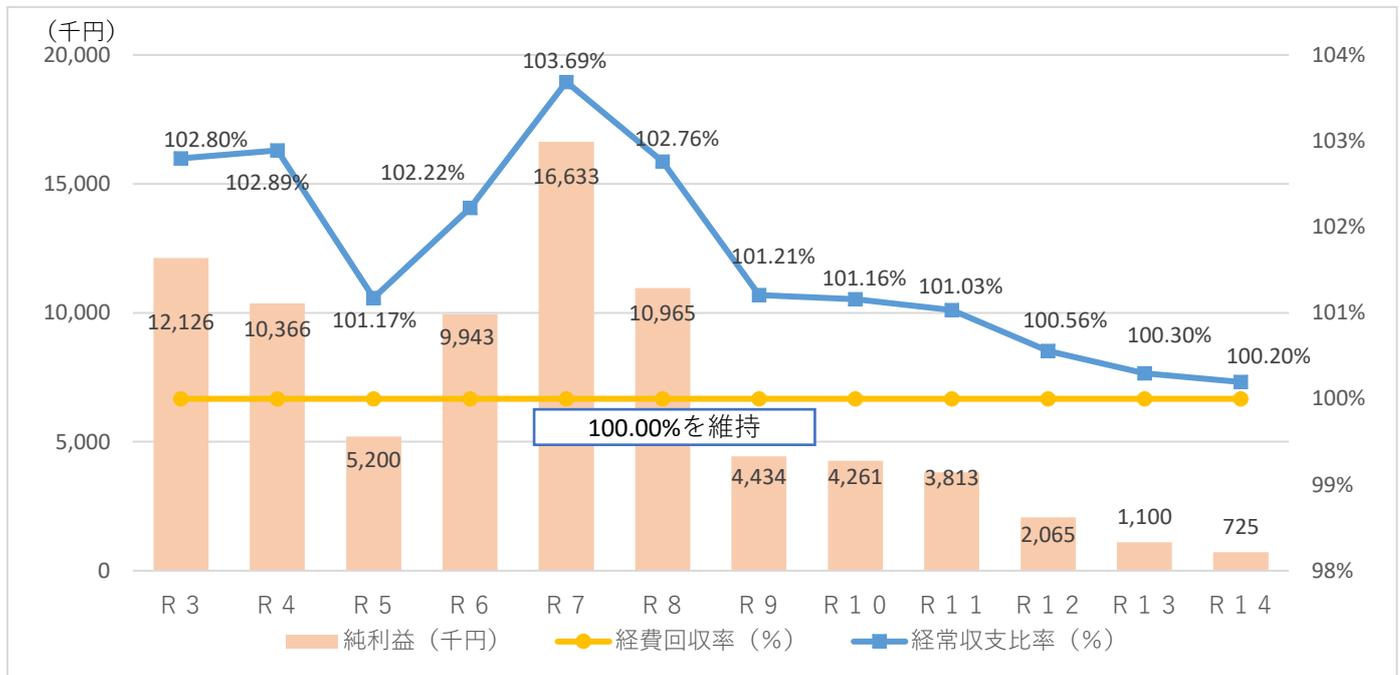
② 資本的支出

科目	試算方法
建設改良費 (事務費の職員給与費)	直近の予算額(R4)に基づき計上
企業債償還金	現行の借入に対する償還金のほか、以下の条件により新規に借入した償還金を加算し計上 整備関連 30年(据置期間5年) 元金均等 年利1.0% 流域関連 30年(据置期間5年) 元金均等 年利1.0%
流域下水道建設負担金※	R5～R9：県下水道局からの見込額を参考に計上 R10以降：R5～R9の平均値により計上
他会計長期借入返還金	計上しません
他会計への支出金	計上しません
その他	預託金を直近の予算額(R4)に基づき計上

(5) 投資財政計画における各項目の推移

投資財政計画における各項目の推移は下記の図1～3のとおりとなります。

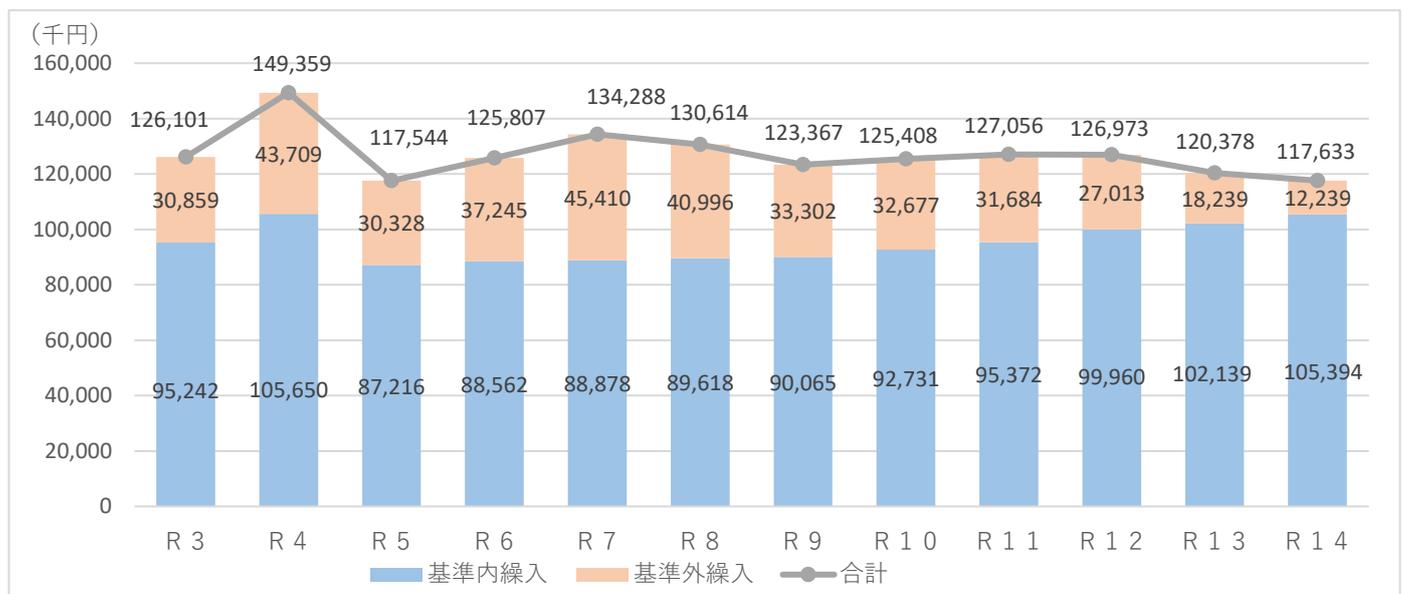
図1 純利益 経費回収率 経常収支比率の推移



計画期間において、変動はあるものの純利益が発生し、経常収支比率も100%を超えていることから目標としている100%の維持を達成する見通しです。

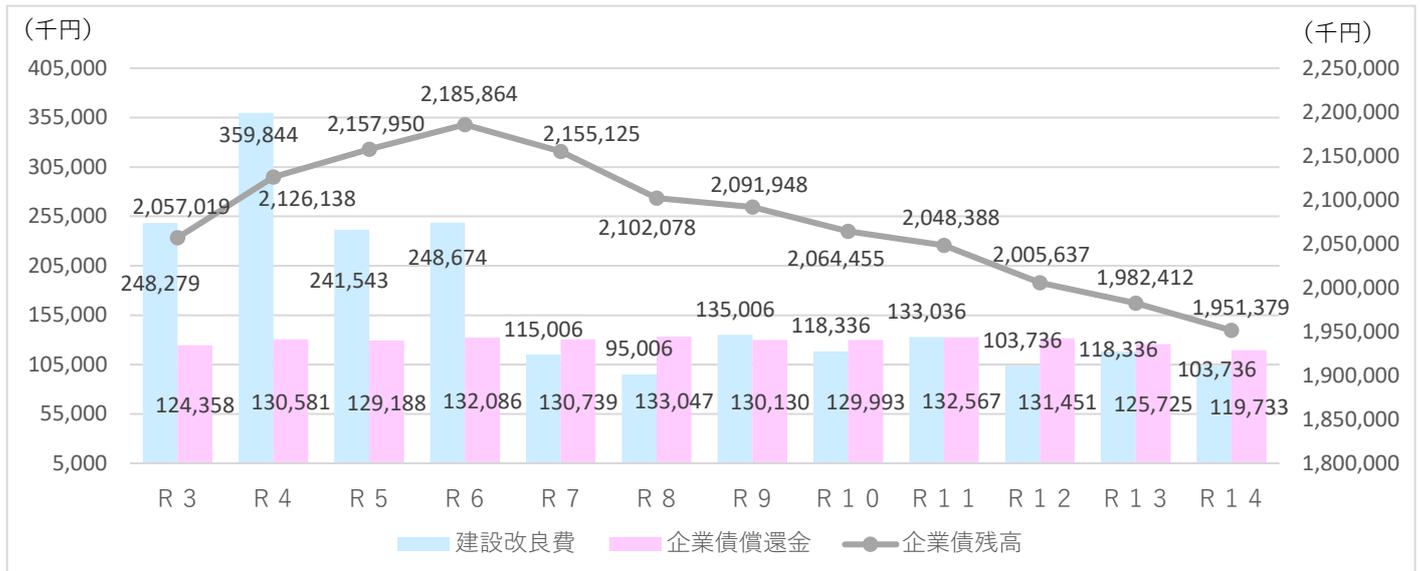
また、経費回収率も継続した向上施策の実施により100%を維持する見通しです。

図2 一般会計繰入金(基準内繰入・基準外繰入)の推移



一般会計からの繰入金については、将来的にも基準内、基準外ともに繰入を継続する必要があります。現金収支不足分を補うための繰入である基準外繰入金については、減少していく見通しです。

図3 建設改良費・企業債償還金・企業債残高の推移



建設改良費については、管渠整備事業の終了に伴い減少する見通しですが、流域下水道建設負担金及びマンホールポンプの更新に伴う事業費が必要となります。

企業債償還金については、新たな借入分の増加と借入の完済に伴う減少によりほぼ一定の水準で推移し、企業債残高については今後減少していく見通しです。

本計画期間の投資財政計画の詳細は【別紙1・2】にまとめています。

(6) 投資財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組について

投資財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組について、下記のとおりまとめました。
なお、今後具体的な取組を行った場合は、次回の計画改定時に反映させていくこととします。

投資関係

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

「寄居町農業集落排水事業経営戦略」及び「施設再編計画」に基づき、農業集落排水の用土中央地区を公共下水道に接続を行う方向で検討していきます。

なお、接続を行う場合、下記の投資費用が発生する見込みです。

投資費用

- ア 用土クリーンセンター下流接続管路敷設事業費
- イ 埼玉県流域下水道維持管理負担金
- ウ 公共下水道管路（マンホールポンプ等）維持管理費用
- エ その他当該接続にかかる費用

財源

建設改良費に対する財源

- ア 企業債
- イ 国庫補助金

維持管理負担金その他の費用に対する財源

- ア 使用料収入
- イ 一般会計繰入金

今市地区の農業集落排水についても、公共下水道への接続について検討していく予定です。

② 投資の平準化に関する事項

整備事業費については、令和6年度で終了する予定であることからその後事業費は平準化していくものと想定されます。更新事業費については22、23頁のとおり、ストックマネジメント計画の基本方針により耐用年数によるもの以外での施設更新方法と併せ次回改定時に検討します。

なお、ストックマネジメント計画も定期的に見直しを行う必要があることから、次回の経営戦略改定時に当該計画の見直しがあった場合は、見直し後の内容を反映させていきます。

③ 民間活力の活用に関する事項

本町では事務手続きを除き、維持管理業務等の大部分の業務を民間に委託しています。

今後についても、施設の継続した安定稼働には、民間の知識やノウハウが必要不可欠であるため、民間委託を活用し、効率的な事業運営を目指していきます。

なお、処理場を有しておらず、処理場管理に対するPPP/PFIは検討していません。

④ その他の取り組み

その他活用できる事例があれば調査・検討していきます。

財源関係

① 使用料の見直しに関する事項

本計画において、使用料収入で賄うべき経費を、どの程度下水道使用料収入で賄えているかを表した経費回収率は100%以上を維持する見通しであることから、24頁で述べたとおり計画期間内の使用料の改定は現時点では行わない見込みです

しかしながら、今後の使用料収入の減少及び維持管理費の増加等、経費回収率は減少する可能性があり、定期的な下水道使用料の改定の必要性を検討していきます。

改定の検討に当たっては、原価計算表等を活用しながら行う方針です。

原価計算表とは、計画期間内における使用料の対象収支を計算し、最終的な使用料対象経費を算出することで、当該値が100%以上であれば、現状の使用料で対象経費等を賄えていることを意味するため、使用料改定の必要性をわかりやすく示すことが可能です。

本計画において、投資財政計画を活用し作成した原価計算表は【別紙3】のとおりです。

なお、資産維持費の算入については、管渠整備が完成していないことから今回の改定では反映させず、次回の使用料改定時に検討し、算定することとします。

計算の結果、対象期間5年間における使用料対象経費は100.47%となっており、100%を超えている数値であることから、現状の改定は必要ないものとして考えます。

② 資産活用による収入増加の取組について

活用できる取組があれば検討・調査していきます。

③ その他の取組

投資財政計画における推移のとおり、一般会計からの繰入金、特に現金収支不足の補填分である基準外繰入について、繰出し基準の見直しを行うなど、当該部分の削減を図るとともに、繰入金そのものについて、上記使用料の見直し等を実施することで、削減を図っていきます。

また、その他財源確保に向けて活用できる取組があれば調査・検討していきます。

投資以外の経費関係

① 民間活力の活用に関する事項

投資に関する取組と同じく、今後についても、施設の継続した安定稼働には、民間の知識やノウハウが必要不可欠であることから、引き続き民間委託を活用し、効率的な事業運営を目指していきます。

② 職員給与費に関する事項

下水道整備完了後の職員給与費について、その都度実情に応じて削減を検討していきます。

③ 動力費に関する事項

物価変動等により、動力費の高騰が考えられることから、電気契約の見直しや、省エネタイプの機械装置への更新等を検討し、削減を図っていきます。

④ 薬品費に関する事項

保守点検委託を継続することで、別途薬品費は見込まない想定です。

⑤ 修繕費に関する事項

保守点検委託による適正な管理を行い、修繕費等の削減に努めます。

⑥ 委託費に関する事項

委託契約の業者選定を行うにあたり、入札制度を活用して契約額の削減を図っていきます。

⑦ その他の取組

その他活用できる取組があれば調査・検討していきます。

第5章 計画の事後検証・改定に関する事項

(1) 計画の事後検証・改定に関する事項

本計画は期間を10年と定めていますが、今後の社会情勢の変化などにより、公共下水道事業を取り巻く環境が変わることが考えられます。

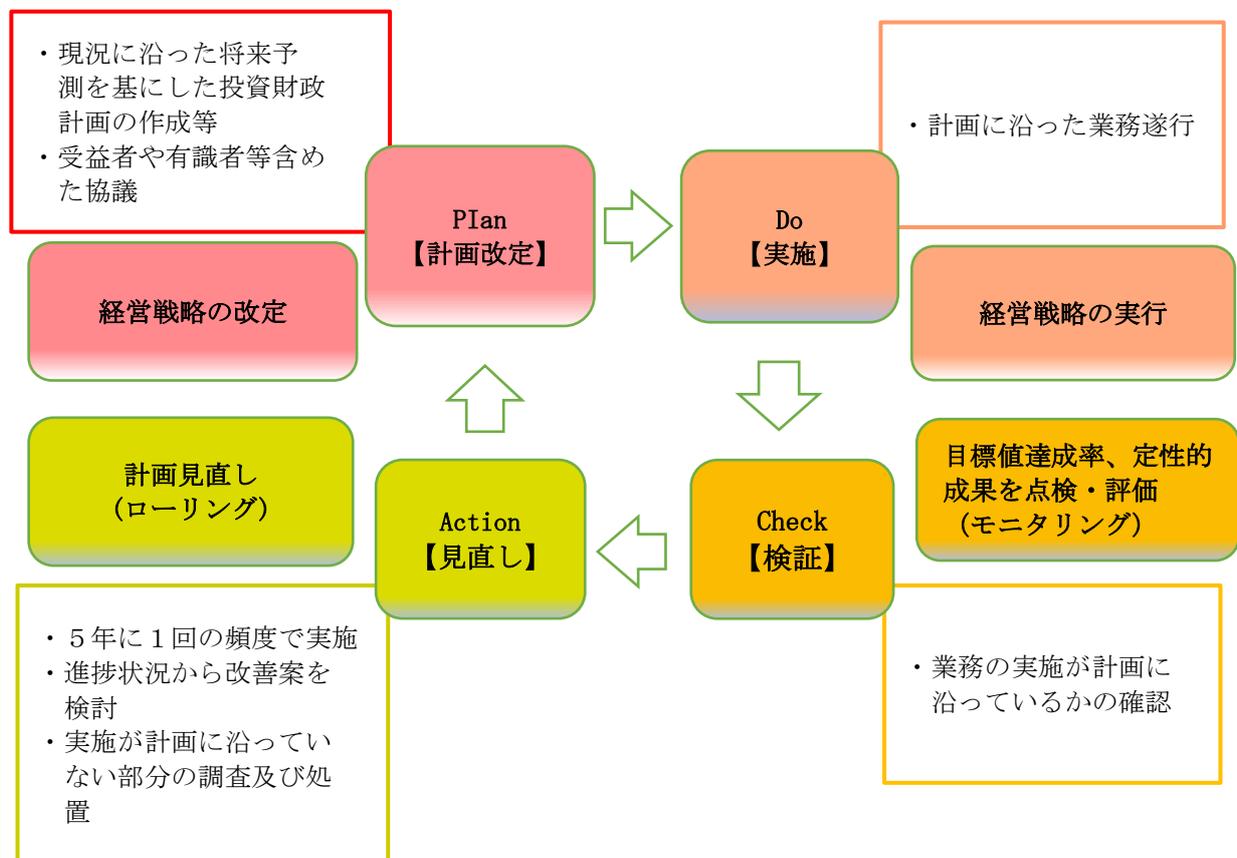
このことから、計画に掲げた取組や数値目標については、毎年度事業の進捗を点検・評価(モニタリング)します。

また、計画数値と進捗に伴う実数値が乖離することを想定し、少なくとも5年に1回の頻度で、見直し(ローリング)を図るものとします。

見直しについては、投資財政計画と実績との乖離の原因を分析するとともに、計画(P l a n)、実施(D o)、検証(C h e c k)、見直し(A c t i o n)のPDCAサイクルを活用します。

改定に当たっては広く外部からの意見等を聴取する機会を設け、受益者である住民代表や知識経験者を含めた委員会においても協議していくこととします。

PDCAサイクルによる事後検証



第6章 経費回収率の向上・料金改定に向けたロードマップ

(1) 経費回収率の向上・料金改定に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」(国土交通省事務連絡 令和2年7月22日)に基づき、経費回収率の向上・料金改定に向けたロードマップを下記に示します。

本町の公共下水道事業の経費回収率は、計画期間において投資財政計画の目標値である100%の維持を達成可能な見通しであることから、計画期間内において料金改定の実施は行わない方向として投資財政計画を作成しています。

しかしながら、下水道施設の老朽化に伴う更新需要の増加や、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少など、公共下水道事業の経営環境の悪化が想定され、今後の事業運営が厳しくなっていくことが予想されます。

このことから、次期経営戦略の改定に合わせて収支構造の適切性についても検証を行い、経費回収率等の指標が悪化する状況であれば下水道使用料改定の必要性を検討し、必要に応じて改定を行い、経費回収率の向上に努めていきます。

経費回収率の向上・料金改定に向けたロードマップ

年度	内容
令和5～6年度	経営戦略の年次点検(モニタリング)
令和7年度	経営戦略の改定(収支構造の適切性及び下水道使用料改定の必要性を検証)
令和8～11年度	経営戦略の年次点検(モニタリング)
令和12年度	経営戦略の改定(収支構造の適切性及び下水道使用料改定の必要性を検証)
令和13～16年度	経営戦略の年次点検(モニタリング)

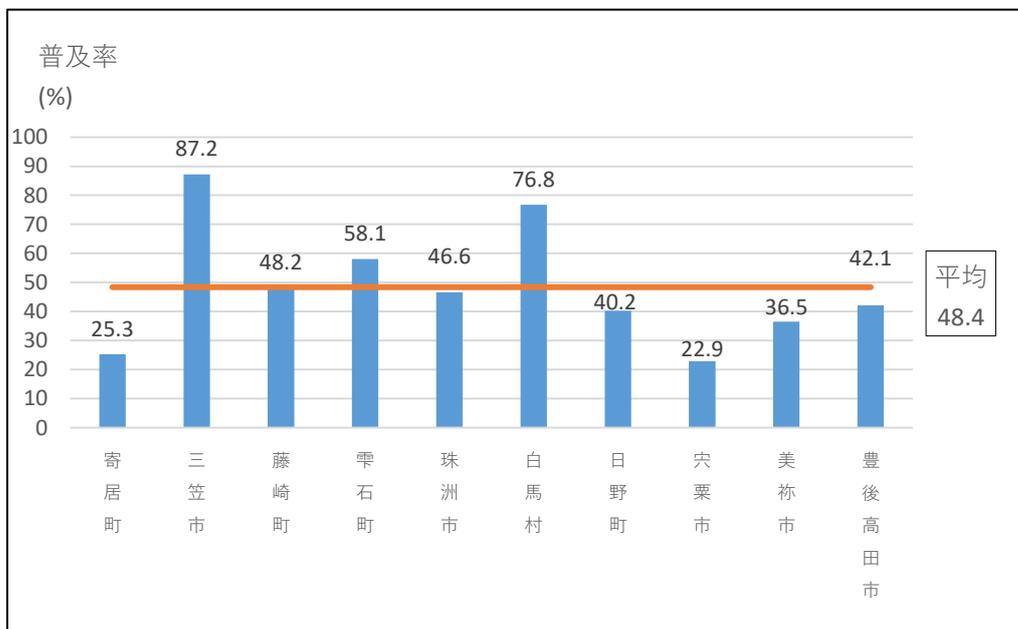
資料

経営指標等の比較

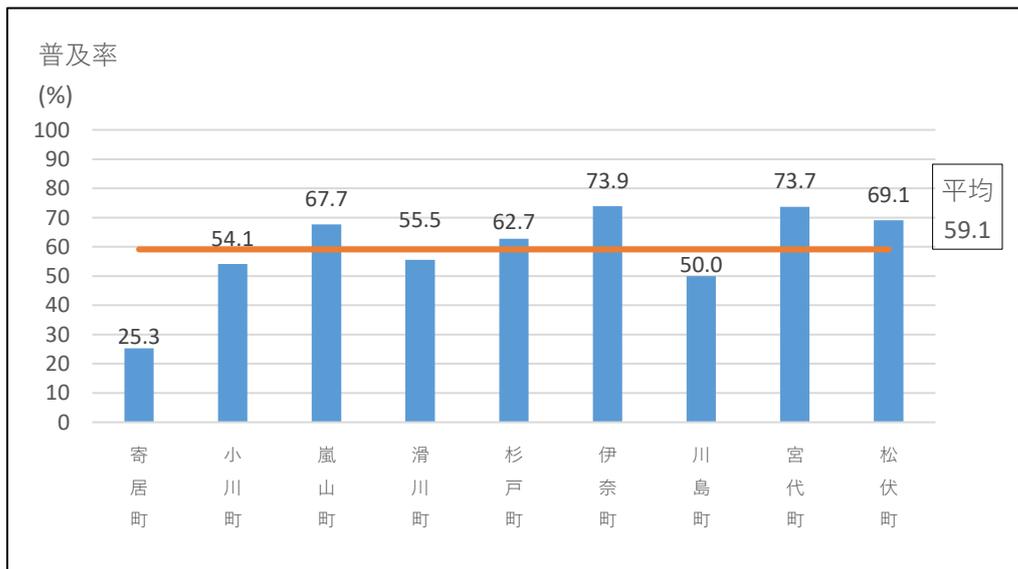
① 普及率

項目	内容
説明	本町の行政人口のうち、公共下水道事業の整備区域内人口が何人いるかの指標です。この数値が100%に近いほど、行政区域内での公共下水道事業整備が進んでいることを示します。
計算式	普及率(%) = $\frac{\text{処理区域内人口(人)}}{\text{行政区域人口(人)}} \times 100$
全国類似団体との比較	当町の普及率は25.3%であり、全国の類似団体平均と比較して23.1ポイント低い水準にあります。
県内団体との比較	当町の普及率は25.3%であり、県内の団体平均と比較して33.8ポイント低い水準にあります。
分析に関するコメント	全国及び県内の団体平均と比較しても低い割合ですが、これは町の面積に対し、公共下水エリアが狭いため、処理区域内人口が少ないことからなるもので、公共下水道事業の進捗が遅いということではありません。

類似団体(全国)との比較



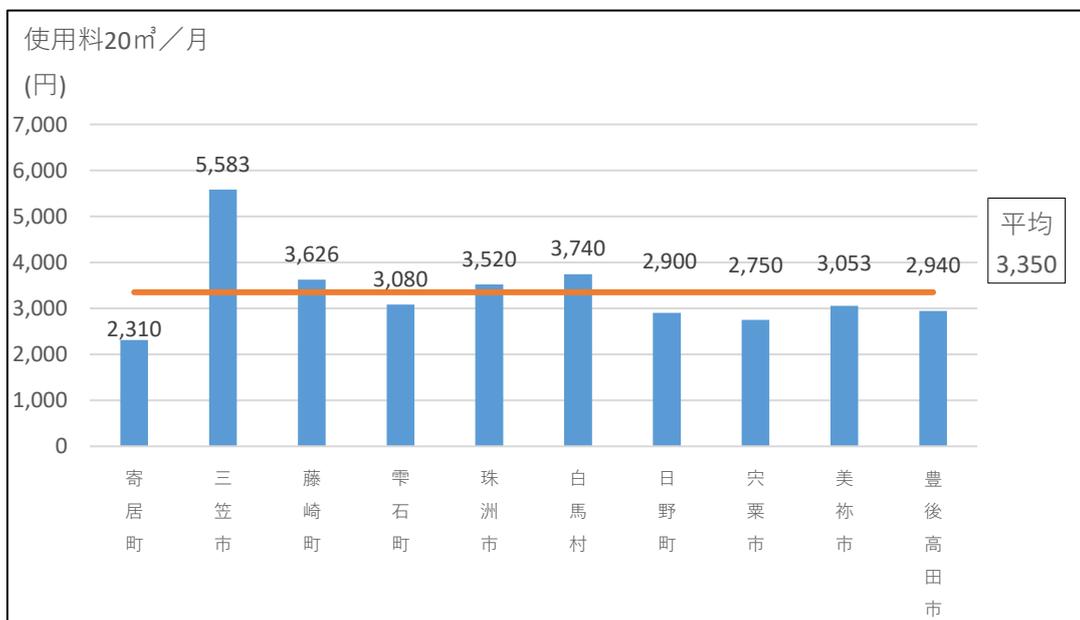
県内団体との比較



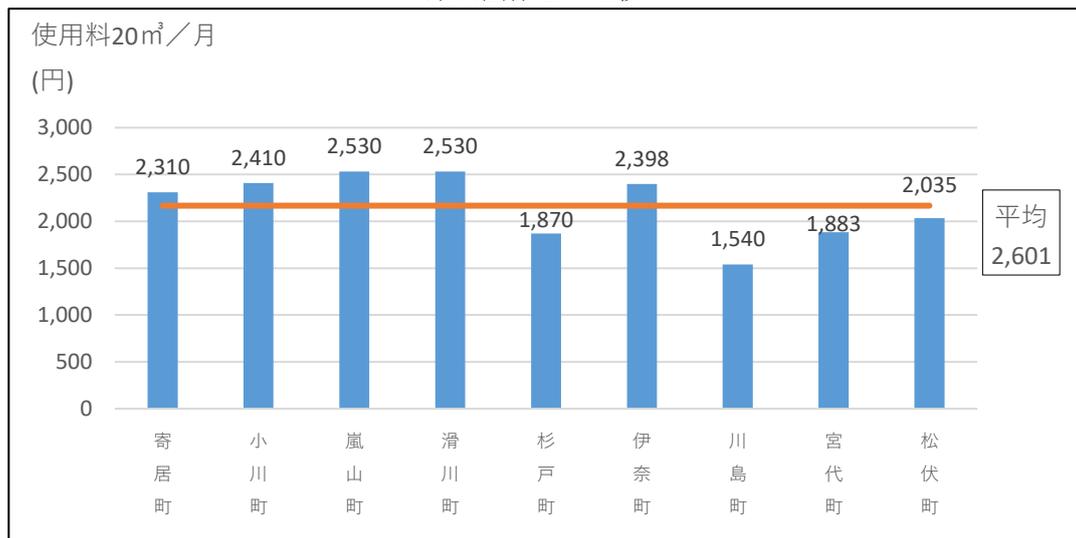
② 一般家庭用使用料(1カ月20㎡当たり 税込)

項目	内容
説明	一般家庭において1か月に20㎡使用した場合に支払う使用料です。 【計算式】1,000円+(110円×10㎡)×消費税(策定時点の消費税10%) =2,310円
計算式	
全国類似団体との比較	当町の使用料2,310円は全国の団体平均3,350円と比較して1,040円(-31.0%)低い水準にあります。
県内団体との比較	当町の使用料2,310円は県内の団体平均2,601円と比較して143円(+6.6%)高い水準にあります。
分析に関するコメント	全国の団体平均と比較すると低い水準ですが、県内の団体平均と比較すると若干ではあります高い水準です。使用料の単価は今後の課題として、改定を行うか否かの検討を行っていく予定です。

類似団体(全国)との比較



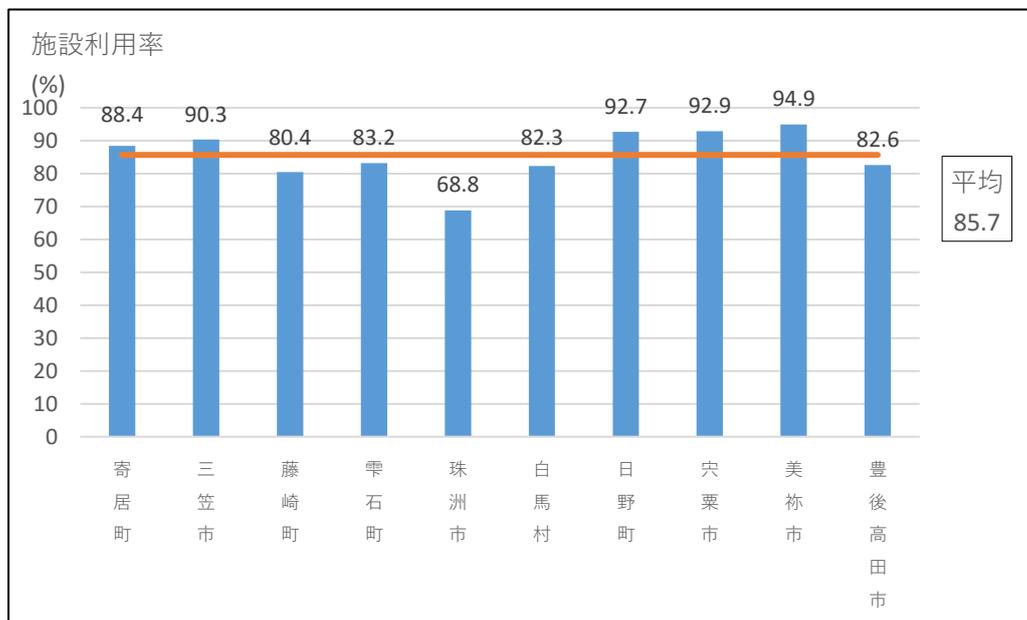
県内団体との比較



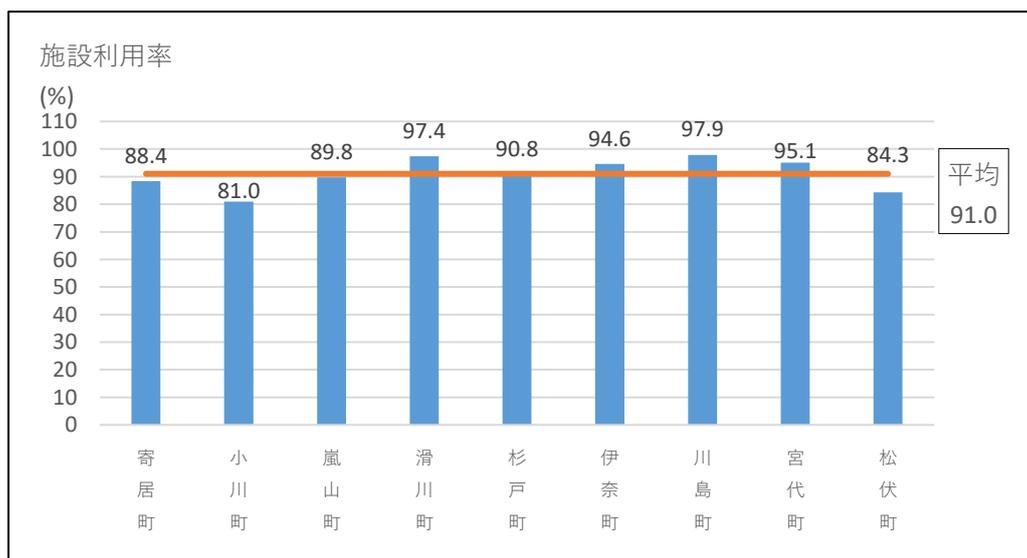
③ 水洗化率

項目	内容
説明	公共下水道の処理区域内人口のうち、水洗便所を設置して汚水処理を行っている人口の水準であることから、100%未満である場合は、エリアの中で公共下水道に接続していない人がいることを現します。
計算式	水洗化率(%) = $\frac{\text{処理区域内人口(人)}}{\text{行政区域人口(人)}} \times 100$
全国類似団体との比較	当町の水洗化率88.4%は全国の団体平均85.7%と比較して2.7ポイント高い水準にあります。
県内団体との比較	当町の水洗化率88.4%は県内の団体平均91.0%と比較して2.6ポイント低い水準にあります。
分析に関するコメント	全国の団体平均と比較すると高い水準ですが、県内の団体平均と比較すると低い水準となっています。公共下水道への接続勧奨を行い、指標が増加するよう今後も取り組んでいく必要があります。

類似団体(全国)との比較



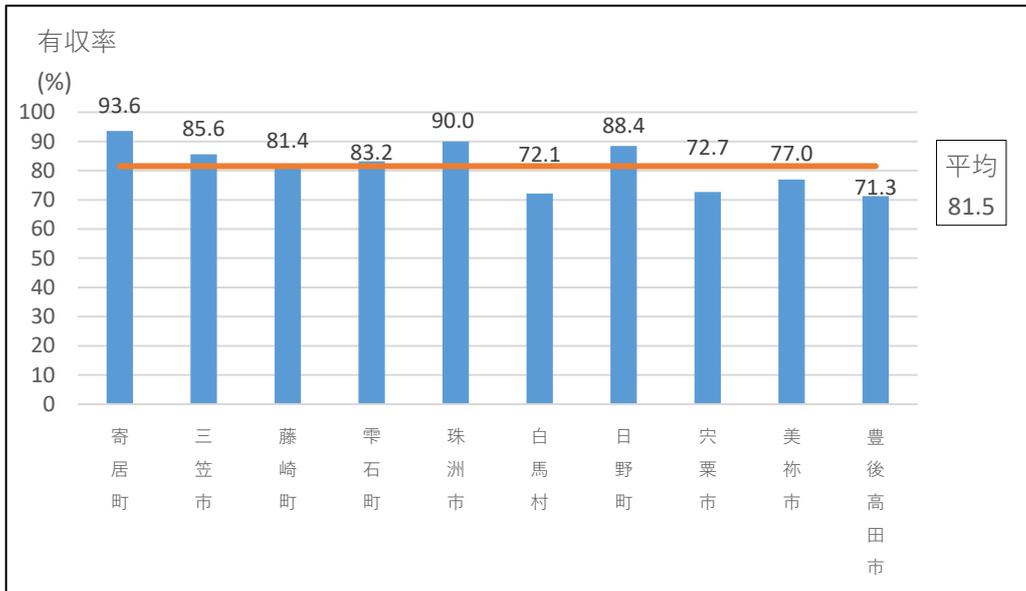
県内団体との比較



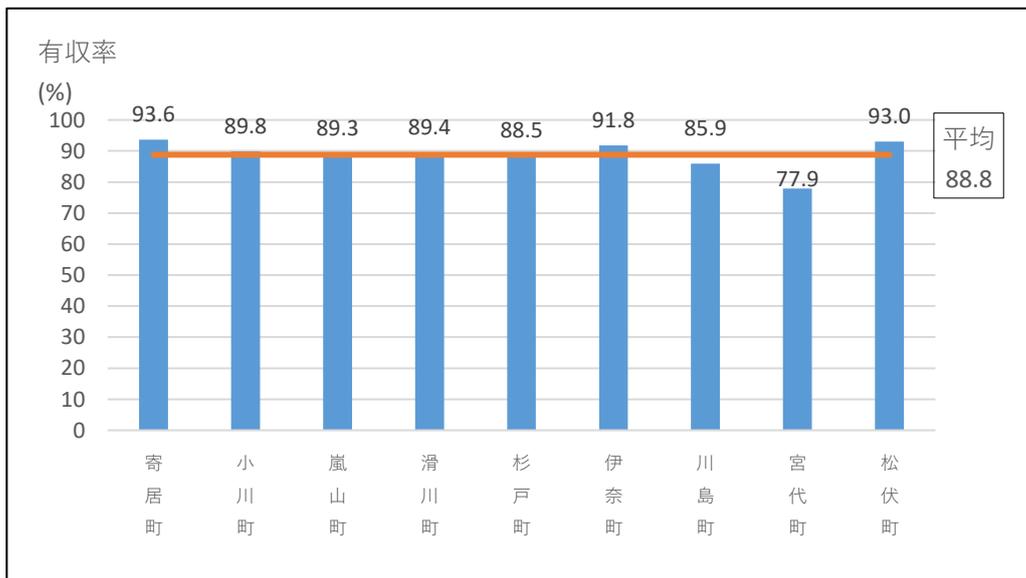
④ 有収率

項目	内容
説明	処理した汚水のうち、使用料収入の対象(下水道使用料算定の基)となる汚水の割合です。
計算式	○有収率(%) = $\frac{\text{年間有収水量(m}^3\text{)}}{\text{年間汚水処理水量(m}^3\text{)}} \times 100$
全国類似団体との比較	当町の有収率93.6%は全国の団体平均81.5%と比較して12.1ポイント高い水準にあります。
県内団体との比較	当町の有収率93.6%は県内の団体平均88.8%と比較して4.8ポイント高い水準にあります。
分析に関するコメント	全国及び県内の団体平均と比較して高い水準ではあるものの、不明水の流入等の原因により100%を下回っています。今後は不明水調査等の有収率向上の施策も行っていく必要があります。

類似団体(全国)との比較



県内団体との比較

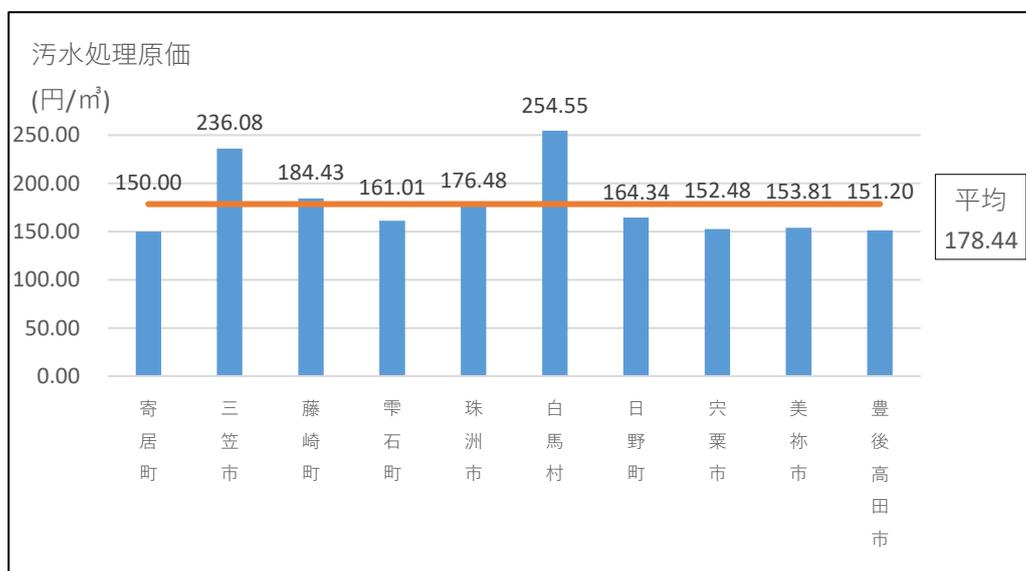


⑤ 汚水処理原価

項目	内容
説明	汚水処理原価は、有収水量1 m ³ 当たりの汚水処理に係る費用（コスト）です。この数値が高いほど汚水処理に係る費用が高いといえます。
計算式	汚水処理原価(円/m ³) = $\frac{\text{汚水処理費(円)} \times 100}{\text{年間汚水処理水量(m}^3\text{)}} \times 100$
全国類似団体との比較	当町の汚水処理原価150.00円は全国の団体平均178.44円と比較して28.44円(-15.9%)低い水準にあります。
県内団体との比較	当町の汚水処理原価150.00円は県内の団体平均148.08円と比較して1.92円(1.3%)高い水準にあります。
分析に関するコメント	全国の団体平均と比較して低い水準であり、県内の団体平均と比較すると若干高い水準にあります。

※ 汚水処理費＝汚水に係る維持管理費+資本費

類似団体(全国)との比較



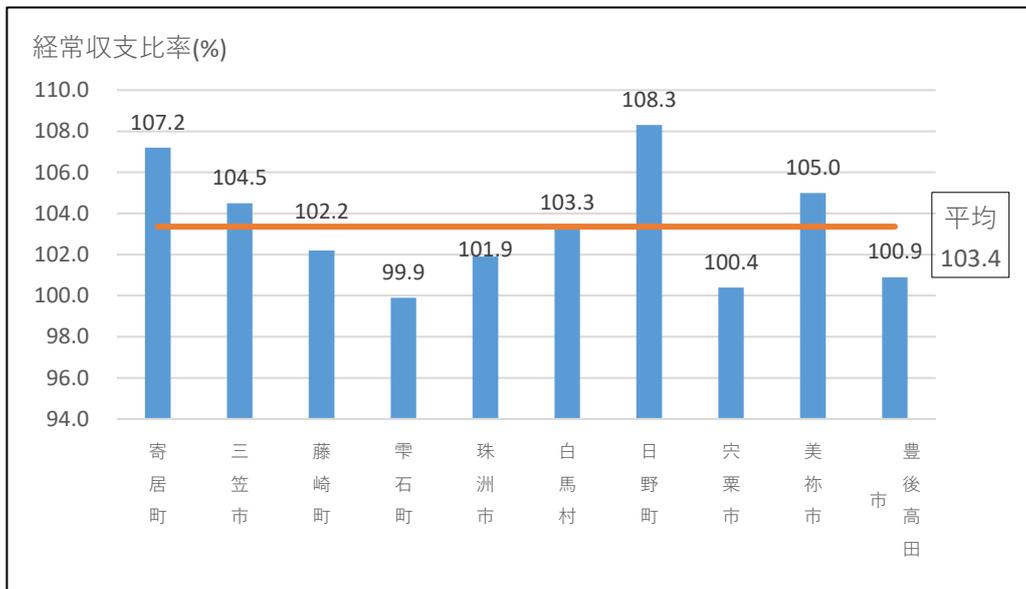
県内団体との比較



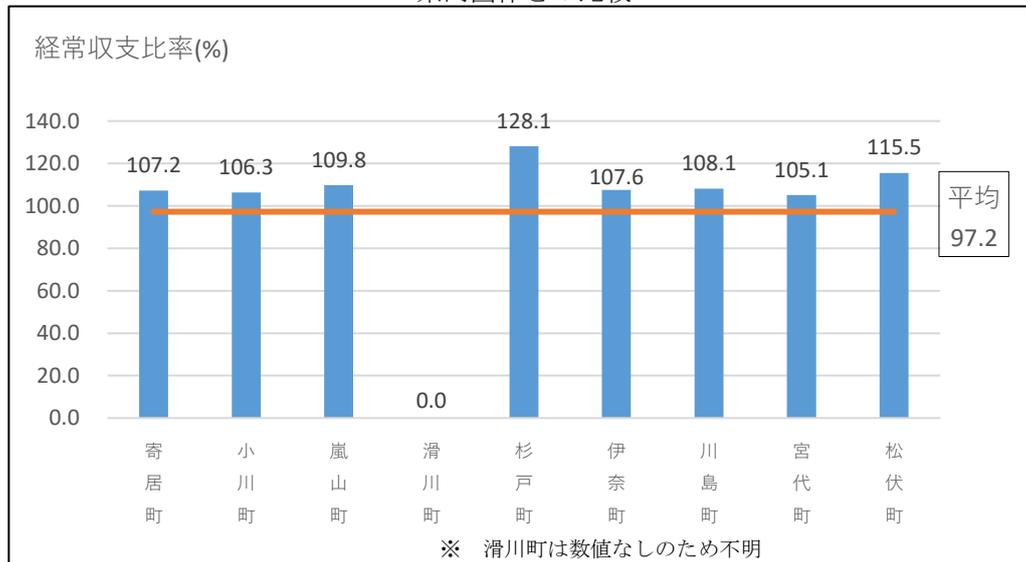
⑥ 経常収支比率

項目	内容
説明	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標です。この指標が100%以上の場合、単年度の収支が黒字であることを示します。
計算式	経常収支比率(%) = $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
全国類似団体との比較	当町の経常収支比率107.2%は全国の団体平均103.4%と比較して3.8ポイント高い水準にあります。
県内団体との比較	当町の経常収支比率107.2%は県内の団体平均97.2%と比較して10ポイント高い水準にあります。
分析に関するコメント	全国及び県内の団体平均と比較しても高い水準であり100%を超えていることから、現時点の収支は黒字であるといえます。今後も使用料収入増及び経費削減のための施策を行う必要があります。

類似団体(全国)との比較



県内団体との比較

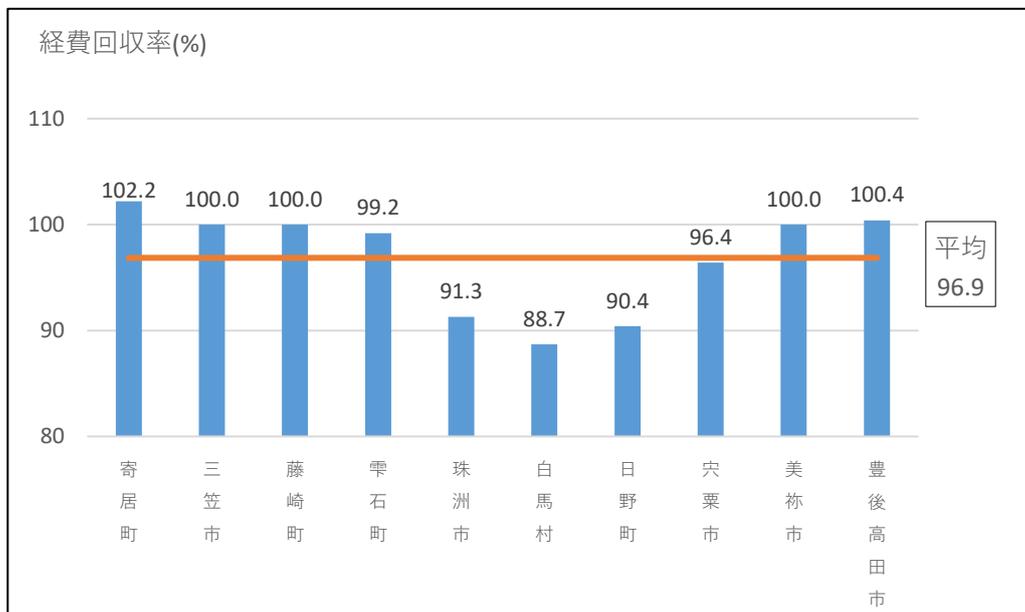


⑦ 経費回収率

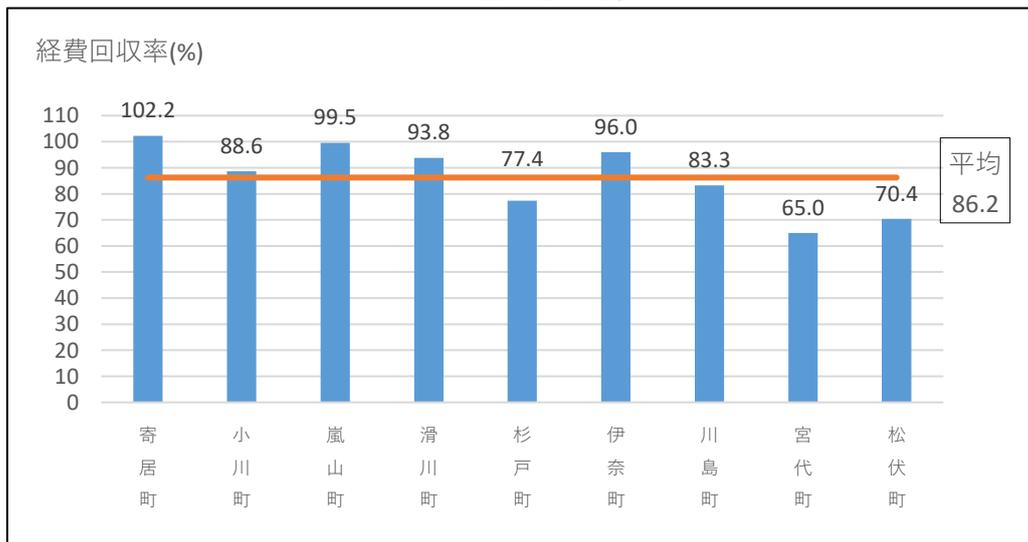
項目	内容
説明	経費回収率は汚水処理に必要な経費を、どのくらい使用料で賄えているかを表す割合です。この割合が100%に近いほど、公共下水道事業に係る経費を使用料で賄えているといえます。
計算式	経費回収率(%) = $\frac{\text{使用料収入(円)}}{\text{汚水処理費(円)} ※} \times 100$
全国類似団体との比較	当町の経費回収率102.2%は全国の団体平均96.9%と比較して5.3ポイント高い水準にあります。
県内団体との比較	当町の経費回収率102.2%は県内の団体平均86.2%と比較して16ポイント高い水準にあります。
分析に関するコメント	全国及び県内の団体平均と比較しても高い水準であり、100%を超えていることから、現時点では経費を使用料で賄えているといえます。今後も使用料収入増及び経費削減のための施策を行う必要があります。

※ 汚水処理費＝汚水に係る維持管理費+資本費

類似団体(全国)との比較



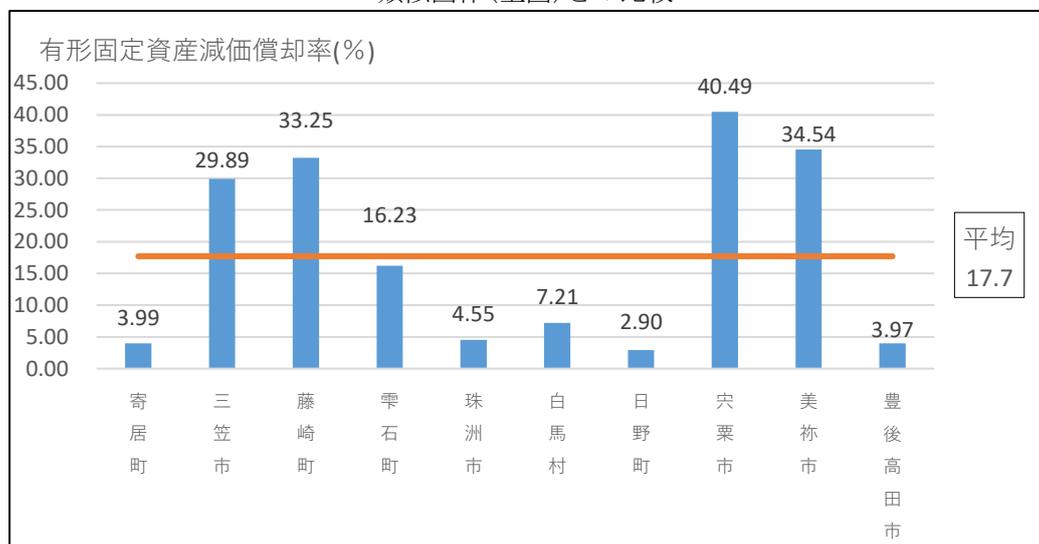
県内団体との比較



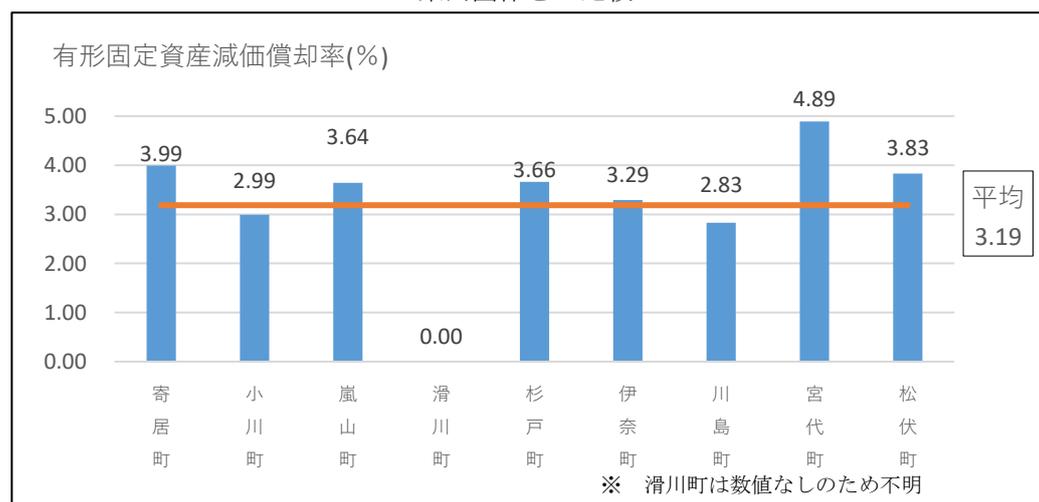
⑧ 有形固定資産減価償却率

項目	内容
説明	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化具合を表す指標です。 一般的には数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。
計算式	有形固定資産減価償却率(%) = $\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$
全国類似団体との比較	当町の有形固定資産減価償却率は3.99%であり、全国の団体平均17.7%と比較して13.71ポイント低い水準にあります。
県内団体との比較	当町の有形固定資産減価償却率は3.99%であり、県内の団体平均3.19%と比較して0.8ポイント高い水準にあります。
分析に関するコメント	全国の団体平均と比較して低い水準であり、県内の団体平均と比較すると高い水準にあります。しかしながら、当該数値は法適用行って間もない団体は低い傾向のため、他市町村との比較のみではなく、今後の推移を注視することが重要です。

類似団体(全国)との比較



県内団体との比較



別紙

【別紙 1】 投資財政計画(法適用企業・収益の収支)

【別紙 2】 投資財政計画(法適用企業・資本の収支)

【別紙 3】 原価計算表

投資財政計画 (収支計画)

(法適用企業・資本的収支)

(単位：千円)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算見込)										
資本的 収 入	1. 企業債	142,300	199,700	161,000	160,000	100,000	80,000	120,000	102,500	116,500	88,700	102,500	88,700
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	10,849	16,232	11,919	14,397	14,745	15,373	13,792	13,567	13,296	11,835	4,631	0
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 国庫補助金	68,628	89,054	51,500	53,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 都道府県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. 工事負担金	21,451	22,762	25,510	19,970	0	0	0	0	0	0	0	0
	10. その他	0	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	計 (A)	243,228	327,948	250,129	247,567	114,945	95,573	133,992	116,267	129,996	100,735	107,331	88,900
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	33,126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	210,102	327,948	250,129	247,567	114,945	95,573	133,992	116,267	129,996	100,735	107,331	88,900
資本的 支 出	1. 建設改良費	248,279	359,844	241,543	248,674	115,006	95,006	135,006	118,336	133,036	103,736	118,336	103,736
	うち職員給与費	14,804	15,006	15,006	15,006	15,006	15,006	15,006	15,006	15,006	15,006	15,006	15,006
	2. 企業債償還金	124,358	130,581	129,188	132,086	130,739	133,047	130,130	129,993	132,567	131,451	125,725	119,733
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
計 (D)	372,637	490,625	370,931	380,960	245,945	228,253	265,336	248,529	265,803	235,387	244,261	223,669	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(C)	162,535	162,677	120,802	133,393	131,000	132,680	131,344	132,262	135,807	134,652	136,930	134,769	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	100,315	97,331	78,451	113,951	118,600	108,774	109,470	118,434	120,816	122,773	125,471	125,603
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	33,799	33,126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	28,421	32,220	42,351	19,442	12,400	23,906	21,874	13,828	14,991	11,879	11,459	9,166
計 (F)	162,535	162,677	120,802	133,393	131,000	132,680	131,344	132,262	135,807	134,652	136,930	134,769	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	2,057,019	2,126,138	2,157,950	2,185,864	2,155,125	2,102,078	2,091,948	2,064,455	2,048,388	2,005,637	1,982,412	1,951,379	

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算見込)										
収益的 収 支	取益的収支分	115,252	133,127	105,625	111,410	119,543	115,241	109,575	111,841	113,760	115,138	115,747	117,633
	うち基準内繰入金	95,242	105,650	87,216	88,562	88,878	89,618	90,065	92,731	95,372	99,960	102,139	105,394
	うち基準外繰入金	20,010	27,477	18,409	22,848	30,665	25,623	19,510	19,110	18,388	15,178	13,608	12,239
資本的 収 支	資本的収支分	10,849	16,232	11,919	14,397	14,745	15,373	13,792	13,567	13,296	11,835	4,631	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	10,849	16,232	11,919	14,397	14,745	15,373	13,792	13,567	13,296	11,835	4,631	0
合 計	126,101	149,359	117,544	125,807	134,288	130,614	123,367	125,408	127,056	126,973	120,378	117,633	

原価計算表

供用開始年月日 平成 4 年 4 月 1 日
 処理区域内人口 8,485人
 計算期間 自 令和 5 年 4 月
 至 令和 10 年 3 月
 (5 年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 144,461	千円 155,269	千円	千円 155,269
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	300,876	275,309		275,309
合 計	445,337	430,578	0	430,578

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
管 架 費	人 件 費	千円	千円	千円	千円
	給 料	0	0		0
	諸 手 当	0	0		0
	福 利 費	0	0		0
	修 繕 費	77	1,563		1,563
	材 料 費	0	0		0
	路 面 復 旧 費	0	0		0
	委 託 料	7,741	9,957	241	9,716
そ の 他	2,745	2,829		2,829	
小 計	10,563	14,349	241	14,108	
ポ ン プ 場 費	人 件 費	0	0		0
	給 料	0	0		0
	諸 手 当	0	0		0
	福 利 費	0	0		0
	動 力 費	0	0		0
	修 繕 費	0	0		0
	材 料 費	0	0		0
	薬 品 費	0	0		0
委 託 料	0	0		0	
そ の 他	0	0		0	
小 計	0	0	0	0	
水 質 規 制 費	人 件 費	0	0		0
	給 料	0	0		0
	諸 手 当	0	0		0
	福 利 費	0	0		0
	動 力 費	0	0		0
	修 繕 費	0	0		0
	材 料 費	0	0		0
	薬 品 費	0	0		0
委 託 料	1,166	1,091	1,091	0	
そ の 他	0	0		0	
小 計	1,166	1,091	1,091	0	
総 係 費	人 件 費	2,925	2,992		2,992
	給 料	1,612	1,818		1,818
	諸 手 当	946	935		935
	福 利 費	93,321	92,545	2,703	89,842
	流 域 下 水 道 管 理 運 営 費 負 担 金	663	891		891
	委 託 料	5,124	6,094		6,094
	そ の 他	104,591	105,275	2,703	102,573
	小 計	104,591	105,275	2,703	102,573
資 本 費	支 払 利 息	31,132	26,020	17	26,003
	減 価 償 却 費	285,638	274,081	262,219	11,862
	企 業 債 取 扱 諸 費	0	0		0
小 計	316,770	300,101	262,236	37,865	
合 計 (Y)	433,090	420,816	266,271	154,545	

資 産 維 持 費 (Z)
 使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)

検 討 事 項
 154,545

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 100.47$

1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大する場合には、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。



寄居町公共下水道事業経営戦略

令和5年3月

発行：寄居町 編集：上下水道課

〒369-1292

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

TEL 048-581-2121 (代表)